

---

平成20年第8回大和町議会定例会会議録

---

平成20年12月17日（水曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
2番	松 川 利 充 君	12番	上 田 早 夫 君
3番	伊 藤 勝 君	13番	大 友 勝 衛 君
4番	平 渡 高 志 君	14番	中 川 久 男 君
5番	堀 籠 英 雄 君	15番	中 山 和 広 君
6番	高 平 聡 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君
10番	浅 野 正 之 君		

欠席議員（1名）

7番	秋 山 富 雄 君
----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝君
教 育 長	堀籠 美子君	産業振興課長	遠藤 幸則君
代表監査委員	三浦 春喜君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり課長	千坂 正志君	上下水道課長	渋谷 久一君
財 政 課 長	千坂 賢一君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二君
税 務 課 長	佐藤 成信君	教育総務課長	瀬戸 善春君
町 民 課 長	瀬戸 啓一君	生涯学習課長	横田 隆雄君
環境生活課長	高橋 完 君		

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	班 長	瀬 戸 正 志
書 記	藤 原 孝 義		

## 【議事日程第2号】

平成20年12月17日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 大和町ふるさと寄附条例
- 日程第 4 大和町ふるさと応援基金条例
- 日程第 5 大和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 平成20年度大和町一般会計補正予算
- 日程第 9 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第 10 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第 11 平成20年度大和町老人保健特別会計補正予算
- 日程第 12 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 13 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 14 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
- 日程第 15 平成20年度大和町水道事業会計補正予算
- 日程第 16 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 17 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）
- 日程第 18 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）
- 日程第 19 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）
- 日程第 20 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）
- 日程第 21 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前10時00分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、13番大友勝衛君及び14番中川久男君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。14番中川久男君。

14 番 （中川久男君）

皆さん、おはようございます。

二日目の一般質問の1番バッターとして、きょうは何の日だか、私も目をあけてぱっとやってみたら、何と105年前ですね、ライト兄弟が初めての飛行に成功したということですから、私も17年前を思い出しながらここに立って一般質問を行いたいと思います。

それでは1件目、先日の前者の議員にもありました、まずもってこちらから吉岡西部地区開発についてという課題と、今後の見通しを伺うもので

ございます。

まず、吉岡西部地区の開発は、平成16年10月17日に休止されました。我々南第2土地と同じ準備委員会を設立しながら、どうしても行政の中で一つしか認められなかったというような中身の中で、準備委員会の方も年に一度、町の方からの説明を受けながら今日まで頑張ってまいりました。ところが、1年に1回の説明では、やはり動きが非常に見えにくいということで、地権者の中から、ぜひともこの件についてお伺いをしてくださいということでしたのでお伺いをします。

まず、今後策定される第4次総合計画では、どのように町として、町長として進めようと考えているのか。それとも、この中で、一応環境アセス、基盤整備、そういうものも町の方で手配をしながら測量も終わっていると。ただ、環境アセスなんかももう期限が切れてしまいましたから、その辺の今後の見通しなり、第4次総合計画の中でまだ調査費なりをつけていただけるのか、そして、5年、5年の見直しでございますから、ぜひともこの辺で首長が手を挙げて、西部の今後の未来について、地区の皆さんにも年1回でなく2回ぐらいの説明をしながら進めていただきたいと。まず1点目はそのところでございます。この辺でお伺いをいたします。

それでは、吉岡西部地区開発区域内において、今、土保田街道線については、生活道路で軽自動車の交差が非常に困難でございます。この開発地内ですね、予定地の。交通安全のためにも、現在、山の神禅興寺線拡幅並びに側溝の拡幅をやっております。ぜひ、それと同様に、土保田街道線も拡幅をすべきでないかという地区民の皆さんのご意見でございます。この辺に対して町長としての進め方をお伺いをするものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの中川議員の質問にお答えしたいと思います。

吉岡西部地区の開発に関するご質問でございました。吉岡西部地区につきましては、お話あったところでございますけれども、平成8年12月に、地権者によりまして吉岡西部土地区画整理組合設立準備委員会を発足させまして、市街化区域編入を目指して準備を進めてきたところでございますが、その後の社会経済情勢の変化に伴いまして、即時編入の見通しが厳しい状況となりましたことから、平成16年10月17日の準備委員会清算総会におきまして、事業を一旦休止することとして、現在休止状態となっているところでございます。議員ご指摘のとおりでございます。

ご質問の1点目でございます第4次総合計画ではどのように考えているかということでございますけれども、当地区につきましては、大規模開発予定地区として位置づけしておりますが、県の将来人口見通しにおきまして、今後、県内人口は減少していくことから住宅系の開発が抑制されてきておりますので、工業・流通系の土地利用を目指す方向で検討を進めておるところでございます。

次に、ご質問の2点目の土保田街道線の拡幅でございますけれども、町道土保田街道線につきましては、これまで吉岡西部土地区画整理組合事業と連動して整備していく方向にありましたが、区画整理事業が現在休止の状況でありまして、今後の工業・流通系としての土地利用の位置づけの中で、どのように進展していくかを見ながら検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

14 番 （中川久男君）

町長からのお答えがございました。我々、平成8年から準備委員会を進め、そして平成16年に一応そういう形の中で休止という中身の中でございますが、やはり、これも公的資金を投入しながら、これまで皆さんに協力を得てもらってきたと。ただ、今そういう区画整理事業の中の住宅用地そのものが、人口的にもどうだというふうに町長はお示しのようでございますが、我々の西原土保田地区の方々も、結局、現在も田んぼが未整備の状

態でございます。そういう中で、いろいろ配慮していただいた中で、いろいろ合併浄化槽問題なり、そういう問題も町長は進めてこられたと。非常に地区の皆さんもそれは感謝をしていると思いますが、やはり、一番となる朝、昼、晩、勤めにも行かなくてはならない、夜遅くも帰ってこなくてはならないと。それで、外灯もついてはおりますが、やっぱり南からの引き込み線、山の神禅興寺線につながるメインストリートの道路ですから、もう一度、町長、その辺土地の位置づけ、利用の位置づけの中で、どのように進展していくかを見ながら検討していくというふうにお答えになりましたけれども、ぜひとも西部の場合は、土地利用そのものに絡んだ中で非常におくれている地区でございます。ぜひとも側溝の拡幅なり嵩上げなりを生活道路として早急に進める考えはございませんか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまお話あったのは、土保田街道線の件だというふうに理解します。ここにつきましては、先ほども申しましたけれども、西部区画整理組合の中で計画しておる中では、ご承知のとおり、吉岡吉田線からの延伸がルートといいますか、考え方の一つに入っておるところでございます。そういった中で、土保田線はその南側に位置づけになるのでしょうか、そういったこともありますもんですから、その整備としては、西部を進めるとすれば、そちらの吉岡吉田線の延長の部分という考え方が基本的にございました。

そういった中で、今お話ししましたとおり、この西部土地開発関係につきましては、住宅関係から流通というふうな見方、考え方に移ってきておるところでございます。開発につきましては、今どういった手法で開発をするのか、そういったことまで求められておりました、位置づけについては、そういったことが具体的にならないと明確になっていかないところでございますけれども、その手法について、まだまだ明確でないといえますか、今の段階で明確になっておりません。県の方に、位置づけということ

では町の考えを示しておるところでございますが、そういう状況でございますので、その道路整備につきましても、全体的なその前の西部開発の部分とこの土保田線の開発の部分と、何と申しますか、その辺の整理をしてやっていかないと二重になってくるところもあるものですから、そういった意味で、今後の進め方を見ながらという話を申し上げたところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
中川久男君。

14 番 （中川久男君）

町長、そういう中でですね、現在、山の神禅興寺線が拡幅をやっております。そういった中で、バランス的に見ても、やはり西部の準備委員会の方の休止の方の状態がいまいち見えにくいというようなお話でございますから、ぜひとも、流通なのか住宅地なのかは今後の検討課題で、皆さんとご相談しなくてはならないわけですが、やはり位置づけなりを今示すというふうに町長は言っておりますので、ぜひ土保田街道線の拡幅を、山の神禅興寺線同様に早急に、地区の皆さんが、開発の5年間で、今の話だと線そのものに乗るか乗らないかという意味合いのもとでですね、ぜひこの山の神禅興寺線同様に、土保田街道の最低限の側溝の嵩上げ、拡幅なりを町民の方は望んでいるわけですから、ぜひその辺の判断をもう一度お願ひします。禅興寺線同様に早急な対策はできないものかをお伺ひします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

禅興寺線同様にというお話でございますけれども、先ほども申しましたけれども、大きな計画の中で、吉田吉岡線のラインを東西に真っ直ぐ延ばしていくというルートが基本だというふうに思っております。今、土保田

線はその南側に位置しておりますので、そちらに移行した場合に、その全体の見方といいますか、その辺も見直しが出てくるのかなということがございますので、今早急にということでお話いただきましたけれども、その辺については慎重に考えていかないと、今後のあの地域の開発についての全体の構図が大分ずれてくることにもなりますので、その辺は、住民の皆様のお気持ちというものは十分、お話はわかるわけでございますけれども、その辺も考えた中で、今後のあり方については進めていかなければいけないのではないかというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）  
中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

確かに町長の言っているとおりに計画的に、それはわかります。山の神禪興寺線は、県道から堀籠鉄筋さんの前までの拡幅が今実施されております。土保田街道は、大体西部で開発がなれば、それは図面なり実施設計なりがある程度示されているわけですが、本線はまほろばからの直線で持って来るわけですから、ちょうどスタンドのところですね。その生活道路としてのあの道路は、多分既存で残るのかなと。ただ、民家もありますしね。ただ、そこは側溝も土側溝、田んぼもありますから、ぜひそういうところの、町長も恐らく現場を見ていると思いますから、何というのかな、周囲の見方をすれば、ちょうど真っ直ぐな土保田街道線ですから、ぜひともその辺を前向きに今度は検討していただき、そして進められるように願うものでありますが、いかがでございますか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その地域の方々の要望といいますか、お気持ちは十分わかります。やりますか、やりませんかと言われると、一問一答でそうなるということ

とは、非常にお答えしづらい部分が出てきます。現状をいろいろ考えながら対応していきたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

14番 （中川久男君）

わかりました。ぜひともその辺、きょうは担当課長も前課長もいるわけですから、西部を見放さないようにひとつお願いをしたいと思います。終わります。

2件目、西原第二、第三、第四住宅、また山の神が出ましたけれども、山の神の住宅の環境整備についてをお伺いをするものであります。

要旨1、2、3とございますので、これから述べます。

まず、住宅の生活排水が農業用水路に流れているので対策をと。

中身で、9月の決算特別委員会でも、前委員長のもと、西原第二、全部現地を視察していただきました。その中で、築50年近くですから、もう側溝も側溝でございませぬ。現状、生活雑排水も側溝にそのまま入っております。それも、昔であれば自転車、リヤカーだったんですけれども、今は住宅にお住みの方もほとんど車を持った状態で、住宅の関係は二団地、三団地、四団地、山の神とございます。その側溝が、平行に低い方に流れるんでなく、下がったところにたまっている状態でございます。そんな中でいるもんですから、非常に夏場には異臭がするというのが現状の二団地、三団地、四団地の現状でないのかなと、山の神は斜面がありますから。そういう中のご回答をいただきたいと。

二つ目は、町道保福寺線の安全のためにも、この3団地の道路嵩上げなり拡幅をとということで申し上げております。これも、私も前にもやったことありますけれども、県道からの入り口は、地権者さんの協力を得て、入り口三角を協力していただいていると。そこから10メートルぐらいは、何とかいいなと。ただ、我が町営住宅の方になると、舗装が上がってきたもんですから、昔だと舗装でないですから低かったんですけれども、やっぱりその側溝と道路のバランスが非常に悪い。そして、西原地区には、意外

とお年寄りの方が住宅の方にもお住まいでございます。非常にバランスの悪い道路になっておりますので、その辺の嵩上げ、拡幅を早急にやれないものかということで申し上げます。

また、3番目には町道吉田北街道線、きのう、前者も質問あった八志田水路堰そのものに隣接している吉田北街道線でございます。その八志田水路が、雨が降りますと、非常に県道から入ったところでカーブをしていますので、道路に流れ、非常に皆さん方に迷惑をかけているというような現状であります。

また、その道路拡幅に伴った住宅そのものなんですけれども、一般のですね。結局、そこの入り口に、山の神講という女性の神様を恐らく祭った跡があります。それを15メートルぐらい上に工事関係で恐らく移動したと思うんですけれども、それが、この北街道線のちょうど入って15メートルぐらいのところにいまだ置き去りになっていると。ちょうどそこのところの入り口の方が、非常に朝、昼、晩出るのに、真っ直ぐ立っていればいいんだけれども、七三に構えた格好でいまだ置いてあると。これはどこから来たんだということで私も責められましたけれども、それは間違いなく県道沿いにあったものだというのは、我々が小さいときに覚えているものですから、ぜひ、その辺の山の神講がある、ご先祖さんが祭ったところですから、別に何もたたりあるんではないべけれども、女子の神様ですから非常にしんが強い。ぜひとも、この八志田水路を整備していただいて、山の神講は、八志田の水路敷地内に移動する分があります。ぜひ、その辺のご配慮を地元の住宅の方々から申し出ているものですから、町長の即なる判断とお言葉をいただければなど。

そして、それにフェンスが張りめぐらされております。もう何十年と手をつけたことがないですから、真っ直ぐに立っているものは一本もございません。そういう中で、子供たちの安全も考えれば、どの辺からか、早急な安全対策のためにも整備をしていただきたいと。

そして、この住宅でございます。その中で、まずもって住宅問題の生活雑排水、農業水路ですね、それもいまだ土側溝ですから、その辺のご見解をお伺いをいたします。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。 町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、西原第二、第三、第四住宅、山の神住宅の環境整備についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、住宅の生活排水が農業水路に流れているので対策をとることでございますが、この場所につきましては、私道の側溝の件というふうに思いますが、西原第二町営住宅からの生活排水が、この側溝に流れておることは承知しているところでございます。この側溝整備につきましては、去る12月5日に地元の方々から、地元で対応したいので、資材、U字溝でございますが、の提供をお願いしたいとの申し出がございました。町営住宅の生活排水でご迷惑をおかけしているところもございまして、資材の提供をいたしたところでございます。なお、地元では、整備に向け準備が進められ、工事が始まっているというふうにも聞いております。

次に、ご質問2点目、町道保福寺線の安全のためにも側溝の嵩上げと拡幅をとることでございます。町営住宅の宅地とその側溝が路面より低いところにありまして、保福寺側に行くに従ってその段差が大きくなってまいりますことから、非常に側溝の嵩上げをすること、そのことによって拡幅をするというのは、ちょっと工事的に非常に難しい状況でございます。やり方、その辺についてちょっと検討をしてみたいというふうに考えております。

ご質問3点目の八志田堰用水から町道吉田北街道線への水の流出でございますけれども、大雨が降った際に、八志田堰用水からの水があふれて町道に流れ出している箇所がございます。この改善策につきましては、流出の防止と側溝の改善が必要と思われませんが、八志田堰水利組合とその対策を協議してみたいというふうに考えております。

次に、吉田北街道線道路敷にある山の神の石碑とフェンスの修繕でございますけれども、山の神の石碑につきましては、議員お話しのとおり、以前、県道と町道との分岐点に設置したものを、町道整備の際に現在地に移

設した経緯がございますが、こういうものを町が勝手に移設できるものでもないというふうにも考えるところでございますので、関係者、氏子さん等々を探して協議をしなければいけないのではないかとというふうに考えております。

また、フェンスにつきましては、その箇所箇所によって修繕を検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

町長、生活雑排水、地元の方々のご要望もあってということで、U字溝の配給をしたと。非常に地元の方もやる気あって、非常にありがたいことでございます。そこから結局田んぼにそのまま流れてきます。ぜひともその辺の現場を見ていただきながら、前回もそういうお話のもとで、結局進められた件が西部にもあったわけですから、その部分だけでなく、ぜひとも田んぼの側溝なりも、何かあるものであれば並べていただいて、少しにおいのしないような状況にしていけないとうまくないんでないかなと、このように思います。ぜひともその辺の現地を見ながら、とにかく西原は一番そのものがおくられているようですから、ぜひ、最低限の環境の整備をお願いをしておきます。

また、2点目でございますが、結局、保福寺線拡幅は厳しい状況、確かにそのとおりなんですけれども、昔は、舗装なる前はもっと低かったんですよね。だから、その辺のバランス的なものを見れば、今の舗装をはがして、低目にしてある側溝を粘されないものか。逆に、確かに保福寺側に行けば、六、七十センチぐらいの段差が出てきますので、そういう思ったようなものですね……。ただ、町長が第三住宅は、あと3年、4年で解体するものもすかさず出てくるから、それを見合わせてやるよというのであれば、また町民の方の考えも別でしょうから、なるほどなというものもあります。でも、最低限、今生活している方々がいるのであれば、やはり今は年寄りさんであれば、何というんだか、四輪車の車を押してつまずくよ

うではうまくないと。ぜひとも、その辺の見解をもう一度お伺いします。

また、3件目のこの八志田堰水利組合と協議をしていきたいと考えておりますということになれば、きのうも鶉橋議員からもお伝えあったように、上から下に流れてくるものですから、途中途中を整備されても、結局、堰そのものは直しても、そこから10メートル、100メートルは確かに直したと。中間でまた狭くなっている。その中間からあふれ出る。崩れるおそれがある。やっぱり、地域の人たちは皆その場所がわかるわけですよ。必ずその水路は、自衛隊のわきを通して、そして県道をまたいで、研修センターをくぐって、そして遠藤商店のそこまで流れて、保育所まで行っていると思います。それが汚れていれば、保育所のところでそういうごみが詰まったり、においがしたりということがありますから、やっぱり生活道路としての町道ですから、何ととっても吉田北街道線でございますから、ぜひともその辺の早急な見直しをどのように検討していただけるのかをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、側溝につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今、地域の方々のご協力をいただきながら、まずはそこを進めているところということでございます。こういったものにつきましては、一遍にすべてというわけにはいかなくて、やっぱり順番というものがありますので、すべてに関して同じことが言えると思いますけれども、そういった順番または優先度、そういったことを考えながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

保福寺住宅につきましてもそのとおり、先ほど申し上げましたけれども、おっしゃるとおり、道路が高くなっておる。これを嵩上げすることによって、今度は宅地がぐっと下がるという形になっております。道路を削るという方法も一つの方法としてはないことではないんだと思いますけれ

ども、やっぱりその方法につきましては、先ほど申しましたけれども、単純に側溝を入れて上げるというものでは、かえって逆にその使い手といえますか、そういった部分について問題といえますかね、使い手が悪くなるとかということもあるんじゃないかということでございまして、そういったその方法について検討をということで申し上げたところでございます。

八志田堰につきましても、おりて来るところでクッションがまずくて、クッションといえますかね、そこで引っかかってということですので、そのことをまず直さなければならない。それをやれば、今度は下に行くということはもちろんあるわけですがけれども、それもさっきも申しましたけれども、やっぱり順番に行くところでございますので、まず今の課題のところについて、八志田堰組合の方々とちょっと工事の関係とか、その辺についてどういったことをやればそういったことが起きなくなるのか、その辺について協議をしてみたいということでございますので、初めのおりだと思えますけれども、やっぱり順番に行くということで、一遍にかなかできないところもありますので、その辺のご理解はよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

またですね、先ほどの答弁の中で、山の神さんそのものを勝手にそういう移設ができるものかと。この辺も私、山の神講の下に書かっている名前も、いろいろとある方を通じながら調べてもいただきました。ただ、もう何十年とそれをお参りする人はもういないんだということで、町が勝手に移動するということは、非常に神様だからどうなのかね。地元の人もそれに携わっている方が今いません、調べてみたところ。

だから、祭ってあった、恐らく西原分だと思っただけけれども、多分あれ、あそこは吉田なんだよね、たしか住所。八志田堰の上は西原なんですよ。ただ、それを山の神の方に集めたのもあるんですよ、たしか。だから、それで捨て子されたんだかどうなのかなというのは、私生まれたとき

からあるもので、その辺だけはちょっと勉強不足ですみませんが、ぜひとも北街道線の八志田堰水路ののり面に持って行ってくれというんでなく、一つずらして、きちっとセットをしていただくのは、氏子の人って、氏子がないからどうにもこうにもならないと思うんですよね。

だから、ぜひともこれは町のご尽力をいただきながら、安全のためにもフェンス整備をしたものの中で、水路の側に入れてもらえば、どこから持って来ようとも、引き込みもないその敷地ですから、その辺はいかがに町で見られるかなど。現在、確かに町の担当の方にもそれをお願いして調べていただいた形跡があるんですけれども、ほとんど今は存在しない方だと。やはりそういう道路、北街道線の道路にどんとあるのと、やっぱりフェンスの中の八志田堰の中におさまっていただくのと、あと、もし町の方でフェンス整備なり、そういうものをやっていただいた中でですね、山の神さんだけは、西原で何とかその場所に移動してもらえるのかというふうなお声かけでもいただければ、また地区でも考えていかななくてはならないのかなど。弁天様のことにもなりますけれども、そういう神様が、馬頭観音とかあったときは、やっぱり尼さんと呼んで、しんを抜いてもらって移動した形跡があるし、この場所ならいいねということも言われて、弁天の中島におさまっている神様もおりますので、その辺の氏子の方は、大体書かっている者は存在しない方々ですから、ぜひともその辺の早急な見直しなり、安全対策のフェンスを考えていただきながら進めてはいただけないものかということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、これは町有地に立っているところです。これを移す……、神様ですので、非常にただ単にというわけにはいかない。そうすると、やっぱり考えられることは、氏子さんなり、そういった方々のご意見なりを聞いてやるのがまず第一段の考え方というふうに思います。

氏子さんが、議員お話しのとおり、今おいでにならないといった場合にはどうすればいいのかというふうにもちょっと思いますけれども、今度移

す場合においても、例えばその地域の方々とかですね、そういった方々の考えもあるのではないかと。今までここにあったのが、今度はこっち来ればこっちの地域の方々のご意見も出てくるわけでしょうし、その辺ちょっと難しいなとは思いますがね。その辺、フェンスの外側というか内側というか、今お話しですけども、フェンスのそっち側にやっていいんだとかか妙な、神様に対して失礼ではないとかか、これは行政ではそういうことは考えなくてもいいのかもしれないけれども、神様というものに対しては、やっぱり地域のこともあるわけですから、そういった何と申しますか、配慮というか、そういったことでやっていかなければならないんだろうと。

先ほど氏子さんということで申し上げましたが、そういうことで氏さんがおいででないとするれば、地域の方々にもご相談をまずしてみなきゃならないんじゃないでしょうかね。その辺について、今後、地区の方々のご相談というか、区長さんたちともご相談というか、そういったことも必要になってくるのかと思いますけれども、今ちょっとこうしますとはなかなかいけないところがありますので、そういった課題があるということは理解いたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
中川久男君。

14 番 （中川久男君）

神様のことですから私も余りわかりませんが、地区の方は北街道線の道路筋に置いてあるものが、だれの玄関の入り口に毎日バックするとそれが光ると。それがこういうふうに寝ているよという意味合いのことですから、その隣接の方は、この辺ならいいんですということも示していますので、ぜひとも地区の方とそのときお声をいただきながら、前向きにおさめるところにおさめてきちとなれば、祭る人も出てくるのかなというふうに思いますから、ぜひその辺をご検討をいただいて一般質問を終わります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で中川久男君の一般質問を終わります。

15番中山和広君。

15 番 (中山和広君)

私からは、2件についてご質問をいたします。

1件目は、今や社会問題化しております雇用不安に対する解消対策、二つ目は、自然エネルギーの利活用促進、この件についてご質問をいたします。

まず、1件目の雇用不安の解消対策であります。世界的な金融・経済危機の影響で景気の悪化が急激に進み、自動車業界、大手家電などの製造業で、派遣や期間従業員さらには非正規労働者の雇いどめ、削減ばかりか、正社員にも及ぶ大規模リストラが相次ぎ、さらには来春卒業予定の高校・大学生の内定取り消しも続出するなど、雇用情勢悪化は今や社会問題と化し、連日マスコミで報道されているところであります。

今後も景気の動向次第で雇用情勢はますます深刻さを増すものと予測され、宮城県では、年末を控え職を失い、住まいも失ってしまう非正規労働者の大量失業が懸念することから、今日11日、景気雇用相談窓口を開設、15日には、県庁内に県緊急雇用対策連絡会議を設置して対策に取り組んでいるところであります。県以外の自治体におきましても、緊急の景気・雇用対策本部を設置し、派遣社員など、非正規労働者や中小企業経営者などを対象に景気・雇用相談窓口を開設し、雇用や再就職、資金繰りの相談に応じるための体制づくりに取り組んでいるところでもあります。

県内の雇用状況につきましては、12月13日の新聞によりますと、トヨタ東北では派遣社員57名中、12月末で30人を削減、1月以降に契約期間が満了する残り27名については、今後の受注状況を見て判断するとの報道がなされております。また、15日に開かれた県の緊急雇用対策連絡会議の初会合で明らかになった内容が新聞で報道されておりますが、その内容を見ますと、景気後退による雇用環境の悪化で、県内31事業所の977人が解雇されたか、今後解雇される見込みであるとのこととあります。その内訳は、10月から12月12日までの正社員15人、非正規労働者387人の402人、今後、正職員132人、非正規労働者443人の計575人の解雇が予定され、そのほ

とんどが製造業とのことであります。

本町の町民にも雇用、解雇、雇いどめにより職を失い、住まいを失うなど、不況に雇用と暮らしを直撃された方、内定取り消しに直面している方など、どのくらいおられるかわかりませんが、町としても年末年始を迎える中で、これからの仕事と生活の面で不安を抱いている方々に対する何らかの支援対策を講ずるべきと思いますが、このことに対し、どのように考えておられるかお伺いをいたしたいと思っております。

次に、2件目ではありますが、自然エネルギー利活用促進をということでご質問をいたします。

経済産業省の地球温暖化防止対策、原油高に対応した新エネルギー政策の骨子によりますと、太陽電池などの高度な技術を生かし、「新エネルギーモデル国家」を基本として、具体的な取り組みにつきましては、その一つとして、太陽光発電の普及促進を考えております。内容は、今後2年から5年の間で住宅用発電システム価格を半減したい。二つ目は、住宅用の導入支援へ補助制度、税制優遇措置を講じたい。三つ目は、住宅の省エネ基準に太陽光発電を明示する。四つ目は、大規模発電システムを国が支援、全国展開をしていく。五つ目は、革新的な太陽電池技術の国際的技術研究拠点の設置を推進するとしております。

12月7日の新聞によりますと、宮城県でも、県内に太陽光発電を普及させるため、仮称太陽光発電振興総合戦略プランを策定することに決定し、部局横断の検討組織を設置し、2009年度中の取りまとめを目指すとしております。その内容につきましては、一つが、太陽光発電の製造工場や材料メーカー、研究所に、県内進出を積極的に働きかける。二つ目は、発電量が1,000キロワットを超える大規模太陽光発電所、メガソーラーの県内誘致を目指す。三つ目が、一般家庭が太陽光発電機器を設置する際の補助申請を円滑に行うため、専門的な知識を有する団体を申請窓口指定する。県環境政策課では、宮城は、年間の平均日照時間が東北で最も長い。地域特性を生かせる太陽光発電の導入を進めたいと話をしているところでもあります。

本町といたしましても、自然環境との共生、調和に配慮した温暖化ガスの排出削減と環境保全、二酸化炭素を排出しない自然エネルギーの利活用

を、町民、事業者、町が連携し、取り組みに推進すべきと考えているところでもあります。自然エネルギー、省エネルギー利活用促進策の一つとして、国・県でも進めております太陽光発電システムの住宅設置費用の一部を補助する制度の創設を検討してはどうかというふうに考えているところでもあります。町長のご所見をお伺いしたいところでもあります。以上であります。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、初めに雇用不安解消対策についてでございますけれども、世界的な金融・経済危機によります景気の低迷などから、ご指摘のように企業の経営環境が急速に悪化いたしておりまして、県内の製造業におきましても派遣、従業員の削減など、雇用調整が続いておるところでございます。このことから、平成20年10月におけます東北の完全失業率は4.7%で、全国平均の4.0%を0.7%上回っております。さらに、宮城県の有効求人倍率は0.63人となっております、全国平均の0.80より0.17下回っておりますし、正社員としての有効求人倍率では0.35となっております、全国平均の0.52より0.17下回っておる状況でございます。

さらに、平成21年3月、新規高等学校卒業者の求人状況につきましても、10月末現在で求人数が2,957人と前年より662件少なく、18.3%の減少となっております、就職内定率も53.4%で、前年より0.7%下回って830人近い生徒が就職未内定のまま引き続き就職活動を継続しておる状況でございます。

黒川郡内におけます平成20年4月から10月までの職種別新規求人・求職で見ますと、大和町や大衡村は生産労務者にかかわります求人倍率が高く、富谷町では販売にかかわる求人が高くなっております。事務につきましても、求人数が少ない割に求職者が多い傾向になっておりまして、全体といたしまして、ハローワーク大和におけます求人倍率は0.84でございます、県内全体の0.63から見ますと0.21上回っておりまして、大型商業施

設の影響もあり、幾らか有利な状況になっていますが、ほかの管内からの求職申し込みされる方もありまして、非常に厳しい状況には変わりないと認識しております。

打撃の深刻な自動車業界につきましては、新車販売台数の落ち込みによりまして、2008年度は前年度対比で約66%の減益が予想されまして、特にサイズの大きい3ナンバーの普通乗用車が大きく落ち込んでおりますことから、販売減を受けて生産計画を見直し、減産体制となっており、一部の工場ではラインを休止するなど、派遣社員や期間従業員で雇用調整している実態でございます。

当町に進出予定の企業につきましては、あいさつでも申し上げましたとおり、東京エレクトロン株式会社が、需要の減少によりまして今後の見通しが立たないことから、建設工事の着工を延期いたしました。その他の立地企業につきましては、スケジュールどおり工場を稼働させると伺っております。特に、パナソニックEVエナジー株式会社につきましては、既に宮城工場ということで、去る11月28日に安全祈願際を行い、平成21年7月の建設完成を目指して工事に着工しているところでございます。本社工場があります静岡県の湖西市では、宮城県で採用されたキャリア組約100名が宮城工場の主力となるべく研修ですね、働いておりますし、設備保安員として、さらに50名近くが採用の予定というふうに伺っております。将来的には町内の4工場、流通団地を初め、隣の第二仙台北部中核工業団地に進出のセントラル自動車さんを含めた雇用は1,000人を超えると思われませんが、一時に採用するのではなくて、平準化しての採用と伺っておりますので、即時の大量採用には期待できない面もでございます。

自動車、電気、工作機械など、製造業を中心に非正社員の大規模な削減が相次ぐ中で、喫緊の対策といたしまして、去る12月12日に仙台公共職業安定所長と私の連名で、町内企業約200社に対しまして新規高等学校卒業者にかかわる求人をいただくようお願いをいたしましたところでございます。また、今後とも公共職業安定所と連携をしながら雇用の情報を収集し、広報、ホームページを通じて雇用の維持確保に努め、引いては住民の生活安定につながるように対応したいと、このように考えておるところでございます。

次に、地球温暖化の排出削減策としての自然エネルギーを利活用した住宅用太陽光発電システムの導入者に対する補助制度の創設についてのご質問にお答えをいたします。

住宅用太陽光発電システムは、太陽の光を受けて自家発電をし、その電力を家庭用に変換、電気製品等に分配して利用するもので、また、余った電力は電力会社へ売却するシステムとなっております。クリーンな自然エネルギーを利用する環境に優しい太陽光発電は、二酸化炭素の排出はなく、電気代の節減にもなり、これからの生活を支える自家発電としてますます注目を集めているところです。

経済産業省では、平成6年度より設置費用を一部支給し、一部自治体でも補助制度を実施しております。また、住宅金融支援機構でも、条件によりまして割り増し融資が可能となっております。太陽光発電の家庭用への導入について支援されてきております。平成20年度の住宅用太陽光発電システム設置に対して支援する自治体は、全国で314自治体、宮城県内では丸森町と加美町の2自治体となっております。また、宮城県において、平成21年度、先ほどお話ありましたけれども、太陽光発電振興総合戦略プランを策定することにしております。国の補助制度は平成17年度で終了しておりますが、平成21年度よりまた復活する予定というふうに聞いております。

太陽光発電は、地球温暖化ガス排出削減として京都議定書の削減目標を達成するための有効なものでありまして、全体としての取り組みが必要であります。今後、国、県、他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
中山和広君。

15番 （中山和広君）

まず、雇用の不安解消であります。町長の答弁では、12日に、仙台公共職業安定所長と町長の連名で町内企業にお願いをしたということであり、実は、この問題については、平成14年12月定例会、この時も私、こ

の雇用の安定と創出対策について質問をいたしました。その当時の状況は、やはり今年ほどではございませんが、大規模なリストラがあったということでありまして、10月末現在の黒川高校の内定率、これが30.3%だったということでありまして、この時期には町長が、やはり町内の企業を訪問して、そして地元の高校生の雇用をお願いしたという経緯があるわけにありますから、確かに文書でのお願いも必要であります。やはり町長が直接企業をお伺いをして、そういうお願いをすることも一つの方法ではないのかというふうに思っております。そういうことで、このことについて改めてお伺いをしたいというふうに思います。

また、きょうの新聞を見ますと、高校生の内定率が低下ということでありまして、10月末現在の文科省の調査によりますと、宮城は53.2%で東北最下位であります。東北で一番内定率が低いという状況でございます。そういう中で、地元高校生の内定率はどのくらいか調査をしておりますが、改めて就職のお願いといいますか雇用の枠拡大、これについての活動をぜひすべきではないかというふうに思っております。そのことについて改めて町長のお考えをお伺いをしたいと。

次に、太陽光発電の関係であります。町長の回答にありますように、県内では二つの自治体で取り組みをしております。その内容については、丸森町は平成14年から取り組みをしているということでありまして、丸森の補助額は、キロワットアワー当たり2万円、上限が8万円、加美町は平成18年から21年までの時限を決めた補助ということでありまして、キロワットアワー当たり5万円、上限が20万円という取り組みを交付するというふうになっております。やはり、答弁では国・県の状況を見てからということではありますが、町としてやれるもの、それは率先取り組みをすることが町民の不安解消なり、さらには生活の利便といえますか、特にこの太陽光については地球環境の保全という面もあるわけでありまして、改めてこの辺について、町としての具体的な取り組みを考えているのかどうか、これをお伺いをしたいというふうに思います。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、企業へのお願いということでございます。このことにつきましては、もちろん企業にお願いに上がることはやぶさかではないですし、行くべきであろうというふうに思います。今回の就職難につきましては、非常に急激な動きでございまして、内定関係は、新卒はまた別でしょうけれども、このごろの動きというのは、期間従業員の方なり、パートさんなり、この10月、11月ぐらいになってから非常に多くなってきている急激な動きがございまして。その辺の企業の動きと申しますか、経済状況の動きが厳しくなったのは、そういった後半に入ってきて急激だといったことがあって、その辺の動きについて行けなかったという部分があったのかもしれませんが。企業さんにつきましては、そういった形でお願いは町としてももちろんしていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

東北で宮城県が一番低いという内定率、これにつきましては、残念ながら宮城県の傾向はそういう傾向が常にございます。東北各県から宮城県に就職を希望して来られる方々が大勢多い中で、地元の高校生が就職活動はやっているものの、ほかの人が入ってくる分ではじき出されると申しますか、そういった状況が現状あるのですが、それにしても大変な状況であるというふうに思っております。

黒高で今、黒川郡内の企業に内定されている方は26名おるというふうに聞いております、11月末現在ですね。これは郡内の企業に就職される方ということでございますが、そのほかに、全体では69人でしょうか。100人中69人、7割ぐらい、これはまた動いていると思っておりますが、ちょっとそういった数字で聞いております。

また、先ほど申し上げた数字の中で、ハローワークの大和における求人倍率0.84という話をしておるところでございますけれども、これにつきましては、総合的に0.84ということでございまして、多分大和町だけであれば1.30という数字があります。また、富谷で1.34ぐらいでしょうかね。大和町ハローワークの場合、他町村から非常に来られるということで、どうしても数字的に0.何がしとなるようでございますけれども、地元の求人としてはそういった形で、ほかよりは恵まれておるといふふうには理解しておりますが、それにしても厳しい数字であるということはそのとおりでございますので、なおお願いをしまいたいというふうに思います。

それから、太陽光についてでございますが、先取りをという考え方もあるのかもしれませんが。以前にもそういったお話あった中で取り組んだ方もおられたというふうに聞いております。取り組んだというか、取り入れたと申しますかね。そういった方々の効果等につきましては、その後余りちょっと聞いておらないところもあるものですか

ら、どういった活用の中でいろいろ有利といいますか、それを取り入れることによっていろんな活用ができる、環境の問題もありますし、経済的な面にもよいという話でスタートしたところがございます。そういったところの実績等も教えていただきながら考えていければなというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)  
中山和広君。

15 番 (中山和広君)

3回目になるのかな。じゃあ最後にですね、けさのテレビ、朝ズバで報道されていた内容、これは大分県の杵築市、ここで来年度予定している事業、これを前倒しをして、失業者を臨時職員として雇用するという内容が報道されておりました。その内容は、雇用期間が最長1カ月間、その間に住宅も供給したいということ、さらに業務は道路整備とか事務職、そして給与、日給といいますか、これは事務職で5,400円ということで、緊急にこの対応をするということを決めたその内容が報じられていたところであります。

やはり、国・県でなかなか具体的なそういう取り組みが進まないという中で、自治体によってはこういう取り組みもするところもあるということでもありますし、やはり、こういう時期でありますから一つの仕事を分け合って、複数の方々に一つの仕事をしていくと。例えばパートであれば、午前・午後に分かれて仕事についていただくというようなこと、そういうことをすることによって少しでも雇用の機会がふえる。しかも、この年末を控え、そして年始をどのようにして迎えようと、そういう不安な方がたくさんいるわけにありますから、そういう方々に対する不安解消対策として具体的な取り組みをしている自治体があるわけではありますが、町としてもそういう考えはないのかどうか、改めてこれをお伺いをしたいと思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

杵築市、けさ私もテレビを見ておりました。キャノンさんで大量に解雇をされて、1,200名という方々が解雇をされたということで、そればかりではないんでしょうけれども、そういった大きなものがあつたものに対しての対応というふうにかがって見ました。ああいった形で対応すること、非常にすばらしい決断だというふうに思います。

大和町でちょっとそういったケース、そこまでいっているのかどうか、その辺の実態もちょっとつかんでいないところでございますが、そういったことができる体制をとるといふこと、大事なんだと思いますけれども、例えば仕事を分けるワークシェアリングというんでしょうかね、そういったものがやれる仕事がある規模の市と、そうでないところも、もしかしてあるような気もするんです。

あと、さっきやったのは市場でしたかね。市場でミカンを選別する仕事をするとかというふうにやって、ああいうふうな仕事を逆に持っている市とか地域であると、そういったお手伝いもできるのかなという気がしますね。町で今やれるとしたら何がといたときに、どこにその人たちを、お手伝いしてもらえばいいのかというふうなもの、それは探さなきゃならないということなんでしょうけれども、ちょっと今、私もけさ見て、そのとき、大和町ではそうしたらどういうことできるんだろうなと思ったところですが、ぱっと思いつかない、残念ながら状況でございました。道路工事とか、そういうお話もあつたようですが、来年度の分を先取りしてということ、ちょっと今ぱっと思いつくところはないんですね。やはりこういうことだったらやれると教えていただければと思いますけれども。

ああいった制度といいますか、ああいったことをやること、あそこまで大変なんだなという実態は改めて認識しました。町でもそういった方々がどのぐらいいるのか、その辺の把握といいますかね、そういったものについても、ハローワーク等々を通じて確認というか、やるしかないんでしょうけれども、そういったことの実態の把握をまずしていかなければいけないのかなというふうに思っております。なかなか今、ああいう形でこうやりましょうというふうには、今のところちょっと、どうやったらいいか、皆と相談してみないと、私個人、今の段階ではちょっと頭にぽつとないもんですから、ちょっとお答えになっていないと思いますけれども、ああいった実態があつて、ああいう対応する自治体もあるということは十分認識しました。（「相談窓口を設置をするなどのまず対策を講じながら、改めてワークシェアリングできるような、そういうことも期待をして終わります」の声あり）

議長 長 (大須賀 啓君)

中山和広君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間です。

午前11時11分 休 憩

午前11時21分 再 会

議長 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

早速入りたいと思いますが、ちょっとその前に手短に、きょうは何の日。皆さん、市川房枝さんと聞きますと何を連想しますか。すぐに恐らく同じ認識だと思いたいますが、婦人参政権が認められた日であります。これは、婦人が男子と同様に国政に参与する権利、すなわち選挙権・被選挙権を有する権利であります。欧米諸国では19世紀から20世紀初めにかけて実現したそうでございますが、日本では昭和21年12月17日、いわゆる63年前に当たりますが、選挙法改正で初めて認められたそうでございます。時間がありませんから詳細には申しません。以上でございます。

2件4要旨につきまして質問をしたいと思えます。

最初に、平成21年度予算編成方針についてであります。

米国の金融危機に端を発した混乱は、実態経済をむしばみ、金融市場のさらなる混乱を招いております。世界同時不況、株暴落、円急騰、倒産急増など、重大な試練が続く日本経済の現況であります。いわば、大津波が来ているようなものでありまして、影響が今後どう出てくるか、まだ先が読めない状態であります。一時的な浮揚策では効果は望めないような状況であります。最も考えておくべきなのは、立ち直っていくときの日本経済の姿を描くことが重要であるとしておるようでございます。

そこで、平成21年度予算編成に当たっては、厳しい現下の政府並びに地方団体の財

政のもとにあつて、従来にも増して事務事業の見直し、行財政の簡素、効率化と経費の節減、合理化を進めながら、限られた一般財源を重点的かつ効率的な配分に努め、節度のある財政運営を期待するものであります。くしくも平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が公布され、自治体は、平成19年度決算から財政健全化に係る各指標の公表が義務づけられ、平成20年度決算からは、財政指標が一定の基準を超える自治体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に財政状態の改善に取り組まなければならないとしております。そこで、次の点についてお伺いをするものであります。

最初に、地方財政計画を踏まえながら、投資的経費として、新庁舎建設の工事費または企業誘致や企業進出に向けた取り組みが予想されますが、予算編成における留意点は何だったのかお伺いをするものであります。

二つ目は、一般会計の町債残高、現在78億千四、五百万円ぐらいでしょうか、その抑制策はどのように考えておられるのか伺うものであります。

続きまして、2件目であります。

平成20年度全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストについてであります。

この件につきましては、前日、鶉橋議員が質問なされ、詳細にわたった答弁がありますので、極めて簡単にご説明申し上げたいと思います。

小学校6年生と中学校3年生を対象に、文科省が4月に実施した全国学力テストの結果、宮城県内の平均正当率が、小学校の全教科で下回るなど、学力不足が改善されていない厳しい現状が明らかになったわけですが、町内小中学校の結果については、どのように対応するのかお伺いし、学力テストの公表の有無をどのように考えておるのか、なぜそう至ったのかお伺いしておきます。

要旨の2であります。企業が研究所を誘致する際、進出側の関心を示す要素の一つに、その地域の教育レベルがあるとよく言われます。今や、児童生徒の教育は地元社会にとって大きな関心事であります。今後、学力の向上、教師の指導力向上について、どのように対応するのかお伺いするものであります。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、浅野議員の質問にお答えをします。

最初に、21年度の予算編成方針についてでございます。

財政健全化法施行に従いまして、平成19年度の決算数値に基づきます指標の作成、報告は、9月の定例議会で行って、公表を行っているところでございます。法律は五つございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率、この五つの指標作成を求めておりますが、本町の平成19年度におけます数値は、いずれも法律規定の基準以下でございました。しかしながら、この五つの指標につきましても、対外的に基準を設けたものが主体でございまして、それぞれの自治体においては、従来指標も加えて財政運営を行うことが必要とも言われておるところでございます。

平成21年度予算編成方針についてでございますが、11月10日に編成説明会を開催いたしまして説明を行っておりますが、方針としましては、まず一つとして、現在の日本経済の状況、二つには、経済状況に応じた政府の対策、三つには、国の21年度経済財政運営方針と国の予算編成の方向、四つには、21年度地方財政計画の見通しを踏まえた上で、大和町の環境に応じた予算編成を行うものというふうにしております。

しかし、国の方針が決定された以降に首相の交代や、また議員もお話しいただきましたが、アメリカ発の金融危機等の課題が発生しておりまして、国の方針も固定化されたものとはいかず、国会におけます予算審議等を経て確定する状況でもあります。また、地方財政計画におきましても、国の税制改革内容決定により確定するものでありまして、示されている見通しでは、地方税、交付税ともに対前年マイナスの見込みでございまして、徹底した歳出見直しを行っても、地方全体で約5.5兆円の財源不足が発生するというふうに試算されております。加えて、最近の情報では、平成20年度法人税関係が、経済悪化によりまして、予算見込みよりも相当規模の歳入不足が出る見込みが報じられておりまして、連動して、21年度収入見込みの再計算を余儀なくされている状況でもございます。

次に、予算編成上、留意する点についてでございますが、本町には企業進出が相次いでいるところでありますが、まず、その進出立地環境の整備を最優先しなければならないものでございます。また、本年の6月に企業立地促進条例の改正を行ったところでございますけれども、今後、企業進出に伴います奨励金支出が多くなるものでございまして、当面の間は奨励支出に備えた対策が必要であり、当該年度の整備費用とその後には備えた蓄積の二面対応を行っていかなければならない年でもございます。

さらには、地方財政計画見通しでは、投資的経費は対前年マイナス3%とされておりますが、新庁舎建設整備や企業進出に関連する道路交通環境整備を予定しておりますので、対象事業につきましては、その内容、規模、時期において適切か、優先順位を精査して対応してまいりたいと考えております。

次に、町債残高に関するご質問でございますが、平成19年度末の残高は約80億8,200万円ございまして、20年度末見込みでは、議員もお話してございますが、78億1,600万円の見込みとなっております。町債残高管理につきましては、これまでも元金の償還額を下回る新規の起債の基本方針を立て、運営しているところでございまして、20年、21年度につきましては、新庁舎建設の関連もありまして、この基本をはみ出す部分もありますが、それ以外の年度におきましては、新規起債5億円を上限として財源見通しを立てる中で運営をしていく方針でございます。

私からは以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

浅野議員の質問にお答えいたします。

まず、全国学力・学習状況調査結果の公表の有無ですが、昨日、鶉橋議員の質問にもお答えいたしましたが、学力検査に関しては、具体的な数値の公表はせず、昨年度と同様に公表された全国・県の数値よりも上回っている、下回っているという表現により公表することといたしました。各校でも同様に行っており、学校だよりや授業参観時の学年・学級懇談会の席で、各校の状況と今後の取り組みに関して説明する方法で公表しております。また、町の結果と今後の取り組みに関しましても、各校1名による検討委員会の結果がまとめ次第、各校の学校だより等で公表していきたいと考えております。

再度お話がありましたが、教育委員会といたしましては、初めに文部科学省の公表はしないということと、それから、その後については、市町村の教育委員会の判断に任せるといふ、そのことを受けまして、4月に受ける前に、公表するということなくスタートしておりますので、それを今年度は守っていくというふうにいたしました。ただ、現在のいろいろの状況をかながみて、新年度に向けては、そのことについ

て少し意見を広く聞いて、保護者または地域から聞いて、公表する可能性も今出ているという状況でございます。

続いて、2要旨の学力向上と教師の指導力向上に関してお答えいたします。

現在、検討委員会では、今後の取り組みについてまとめているところですが、鶉橋議員の答弁と重なりますが、今年度、県教育委員会の指定を受けていた吉岡小学校と吉田小学校の学力向上サポートプログラムの授業を継続して、希望していきたいと考えております。2年連続同じ学校が指定を受けることはできませんので、今後、どの学校にしていくかは、校長会等で検討して決定していきたいと思います。また、大和中学校の宮城県教育研修センターとの指導力向上に向けた共同研究は継続してまいります。これ以外の学校における教師の指導力向上のために各校で実施しております校内授業研究会に、外部講師等を招いての研修の強化を図っていきたいと考えております。また、小中学校児童生徒を対象に、全国学力調査とは別に、町として学習到達度調査等を実施し、各校の達成度をより客観的に分析し、授業に生かせるようにしていきたいと考えております。家庭学習の推進に関しては、「帰宅後、学年掛ける10分、机で学習」の習慣化を図るため、「家庭学習の手引き」等を作成配布し、保護者との協力についても、既に一部校で実施してきておりますが、これを全校に進めていきたいと考えています。

以上のような取り組みを考えておりますが、重要なことは継続的に児童生徒の実態を分析し、それを授業に生かしていくことでございます。そのためにも、絶えず教員の指導力向上を図り、確かな学力の向上につながる学習の展開を図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

最初に、21年度の予算編成方針であります。町長のご答弁があったわけですが、全くそのとおりだとは思いますが。ただし、財政健全化法が公布されて、いわゆる住民の方はどのように感じ、あるいは今までであった、これは知識ある人ない人等々おると思いますが、単に今までの指数は当然参考にしながら、あるいは並列といえますか、そのような考え方もまだ残っておりますが、住民は、町には一体赤字が幾

らあるのか、あるいは貯金が幾らあるのか、あるいは基金が幾らあるのか、その数字だけじゃなくて、そういう事柄を知りたいのが住民の心理なようでございます。

あるとき、住民の方とこのお話をしたときに、金額ではないんですね。「赤字になっているんですか、それとも貯金は幾らぐらいですか」というような問題の認識でありまして、そういうことをやはりどんどん情報開示をやっていくというふうな、今回の場合ですね。特に、健全化法が公布されて、極めて前よりも理解しやすいのかなというふうな私個人的な考えを持っておりますが、住民の関心が高まる情報公開が、やはり意義があると思うんで、これは年1回だけの公表に終わってしまうのか、その辺ちょっともう少し教えていただければと思いますが。

それから、学力テストの結果についてであります、きのう、鶉橋議員がかなり詳細にわたった質問もしておりますが、どうも私、まだ納得しない面がございまして、先だって、宮城県議会の議会がございまして、そのとき同じような問題で一般質問がありました。そのときの会話だけをご紹介しますが、これは、ある議員が、全国学力テストの市町村別データの公表の是非が議論されておると。非開示には違和感を覚える。調査結果をきちんと公表し、地域ぐるみで教育再生に取り組み、学力低下に歯どめをかけることが大切ではないのかと。県内各市町村の結果公表について、県の考え方を求めました。それに対して県の教育長の答弁であります、それぞれに固有の事情や課題を抱えているため、調査結果の公表についても、各市町村の教育委員会が自主的に判断すべきだと基本姿勢を強調したという答弁であります。

ここから、県の教育長の答弁をそのまま受け取ってしまえば、市町村の自主判断にお任せしますというふうなことを県議会の場で言っておるわけです。もし、そのような考えを踏襲した場合、大和町の教育委員会でも、さっき前段で言ったことから勘案してもですね、私は公表すべきだと思います。でなければ、どれくらいの位置に大和町の結果がランクづけされるのか、まずもって最初にこれをお伺いしたいと思いません。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、数値の公表ということでございましたが、財政健全化法による数値の公表、これは1回でございます。そのほかには、ご存じのとおり予算決算、そういったものについて、その都度広報等では公表しているところでございますが、議員の話、この財政健全化法のやつ年1回かということであれば、年1回ということになります。

議 長 (大須賀 啓君)  
教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)  
お答えいたします。  
まず初めに、ランクについては、順位を正確にはしておりませんが、いずれにしましても、今回につきましては、問題の通過点は県の平均を下回っておりますということでお答えしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)  
この考え方なんです、教育長の方でございますが、やはり保護者の方は、恐らくそれは保護者とお子さんの成績は、その家庭でわかるんでしょうが、これだけではやっぱりなかなかこの学力向上のための策にはなっていないんだらうと。やはり、全体としての結果というものを、共通の認識をする上におきましても、私は、是が非でも必要ではないかと。何か、数字なんか公表すると序列化を招くと言っておりますが、私は、教育委員会の考え方が序列化だというふうに思いますがね。真剣に考えるのであれば、私は、これは情報開示する必要がある、公表すべきだと。これが一番の近道ではないかと思っておりますが、再度お伺いをしておきたいと思っております。

また、あわせて要旨の2であります、学力向上あるいは教師の指導力向上、新聞等々では、いわゆる教師の指導力の向上については、いろんな批評、寸評等があります。こんなに果たして現場では混乱しているのかなというふうに、私、逆に疑問を持つ者であります、先だつての河北新報の持論というコーナーで、宮城教育大学の学長の方が投稿しておりました教育実践の検証、いわゆる検証制度があるんですね。

その方の記事内容によりますと、「教師は毎日知恵を絞り、汗をかいて児童生徒に向かい合っている。そこには、教育現場の実情をよく知らない人の安易な、一面的な論評を拒否するほどの真剣さ、厳しさ、そして奥深さがありますが、この数年は、教師、学校、あるいは父母や家庭、あるいは地域社会が歴史的に果たしてきた教育力まで求めている面もあるようであります」というふうな論文であります。

それで、宮教大では、そういう検証制度をつくったんですね。教育実践・宮城教育大学賞というものをつくった。これは、創設して今年3年目となっているそうですが、この辺の制度、あるいはその内容等々につきましては、大和町の教育委員会では認識しておられるのかどうかお伺いしておきます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

けれども、開示につきましては、今年度につきましては、やはり最初の受ける段階において開示しないというふうな方向で始まったものですから、それに沿って行くということで進んでまいりました。

それから、委員会の中それから校長会等の中においても、やはり今年度においてはその方がよいだろうということがありました。また、これも問題が違うということと、受けるお子さんが違って、確かに去年よりはかなり差があるというようなこともあって、そのことを改めて公表するということよりも、本年については、いろいろな意見を検討して、議員がおっしゃる意見ももちろん委員会の中でもございました。ですから、今はその検討している段階で、例えば、失礼ですが、議員さんは地域のお考えなのかというふうに思いますし、また、やはり保護者の意見も機会があれば聞いて、それで新年度に備えたいというふうに準備をしているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、検証制度については、詳しく私の方ではそれに参加するとか、それから、教員を派遣するとか、そういうことについては考えていないところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

3回終わったんですが、もうちょっと時間ありますから、浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

議長の柔軟な発想につきまして、感謝申し上げます。

ちょっと確認したいんですが、大分前でしたが、この学力向上につきまして私も一般質問をやったんですが、そのとき、たしか広島県の尾道小学校でしたか、どこでしたかね。今現在、立命館小学校の副校長をやっておる何と言いましたかね、あの方。音読と、それから百ます計算を提唱した方ですね。何と言いましたかね。課長ぐらいは知っているんでしょうから教えてください。あれを東北大学の脳学博士でしたかね、いわゆる農業の農じゃないんですがね、頭の脳のね。川島教授といいますか、あの方と一緒にやった方ですね。音読と百ます計算を毎日することによって、子供の知力が大分変わったんだというふうなことで、これを例にならって実践したらいかがですかということをご提案した経緯があるんですが、今、大和町の小学校、あるいは中学校でもいいんですが、そういうことをやっておりますか。これだけお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

大変申しわけありません。お名前、著名な方でしたが、思い出せなくて申しわけありませんが、あのように速度を競うところはしておりません。ただ、各学校ともスキル問題というんでしょうか、ドリルだと思んですが、それを定期的にやっている計画、特に小学校では、朝の音読と、国語、算数のスキル学習というのを交互に町内では実施しております。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で浅野正之君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再会は午後1時といたします。

午前11時54分 休 憩

午後12時59分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 
- 日程第 3 「議案第 84号 大和町ふるさと寄附条例」  
日程第 4 「議案第 85号 大和町ふるさと応援基金条例」  
日程第 5 「議案第 86号 大和町税条例の一部を改正する条例」  
日程第 6 「議案第 87号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」  
日程第 7 「議案第 88号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」  
日程第 8 「議案第 89号 平成20年度大和町一般会計補正予算」  
日程第 9 「議案第 90号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」  
日程第10 「議案第 91号 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」  
日程第11 「議案第 92号 平成20年度大和町老人保健特別会計補正予算」  
日程第12 「議案第 93号 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算」  
日程第13 「議案第 94号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」  
日程第14 「議案第 95号 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」  
日程第15 「議案第 96号 平成20年度大和町水道事業会計補正予算」  
日程第16 「議案第 97号 辺地総合整備計画の変更について」  
日程第17 「議案第 98号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」  
日程第18 「議案第 99号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」  
日程第19 「議案第100号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」  
日程第20 「議案第101号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」  
日程第21 「議案第102号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく設置）」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第84号 大和町ふるさと寄附条例から日程第21、議案第102号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第84号 大和町ふるさと寄附条例についてでございますが、初めに、恐れ入りますが、別冊で議案の説明資料としてお渡しをいたしております84号関係として2ページのものでございますが、そちらでご説明をさせていただきます。

1番目に条例の趣旨というふうに記載をいたしてございます。今回の条例につきましては、ふるさと納税というふうによく言われておりますが、その内容に沿ったものの条例設定ということになります。方法につきましては、大和町に対して寄附を行い、そのことによりまして、本来の納税地の住民税等について、住民税あるいは残れば所得税という形になるわけですが、そちらについて税額控除を行うことによって進める、そういった制度になってございます。この制度によって、寄附者の意思によりまして、納税先を変更するという効果を与えるというものになってございます。今回、大和町では、寄附条例と基金条例の二つの案件について議決をお願いいたしてございます。

2番目の制定の概要でございますけれども、条例につきましては、①の寄附条例と②の基金条例になります。あと、もう一つは、寄附条例を受けた施行規則を定めることで、合計、関連するものとしましては3件を予定してございます。

条例の内容につきましては後ほどご説明いたしますが、寄附を受ける趣旨、あるいは対象事業の区分、寄附金の管理・運用、運用状況の公表等について規定をいたしております。基金条例につきましては、寄附をいただく金額等々によりまして、即時に事業展開できない場合が想定されますので、それに備えまして基金管理をするものだというふう考えております。

3番目の対象事業についてでございますが、基本的には総合計画に沿った事業に充てさせていただくという考え方をとっております。条例については、上の部分の三つの事業というふうな記載をいたしてございますが、ホームページ等でのご紹介に当たりましては、もう少し具体的内容が少し見えるようにということで、下の部分におの

おの2項目ずつ内容を記載する内容で考えております。

2ページの手続き等でございますけれども、今回の条例の所管課につきましては、財政課というふうにいたしてございますので、財政課の方へお申し出をいただいた後に寄附を実施していただくという形になります。方法につきましては、寄附を申し出られた方の意向に沿う形で、口座振込あるいは納付書によります納付と、意向に沿った方法でお願いしようと考えております。

条例の議決をいただきました後には、町の広報紙やホームページに案内等を掲載することにいたしてございますが、ダイレクトメール等でのお願いあるいはお知らせ等は予定してございません。最近、振り込め詐欺等々があったりして、そういったものについては自粛しているというのが一般的なようでございますので、大和町でもそのように考えております。

公表につきましては、年1回、ご寄附をいただいた方々の数それから金額、あるいは事業を実施した場合は、実施した事業の状況、あるいは基金積み立てをした場合は、基金積み立ての残高と必要事項について行うということにいたしてございます。

規則につきましては、先ほどご説明をいたしました項目のほかに、各種の様式等々について定めるものといたしてございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

第1条に目的を記載いたしてございますが、こちらについては、各市町村おのの、いろんな考え方によって記載をいたしてございますけれども、大和町の状況をご説明し、ご寄附をいただくんだという内容で整理をさせていただきました。前段部分につきましては、大和町の町民憲章にあります船形山、七ツ森、吉田川と、この三つを内容として盛り込み、そういった自然を有する大和町を愛していただく、さらには、そこに暮らす人々を応援していただくと、そういった意味合いでご寄附をちょうだいし、個性豊かな活力あるふるさとづくりを推進するものですというふうな目的記載といたしております。

第2条につきましては、対象事業の区分でございますが、一つは、自然豊かでひとと産業が元気なまちづくりに関する事業、二つ目が、子どもや高齢者に優しい安心なまちづくりに関する事業、三つ目が、安全で快適な生活のある便利なまちづくりに関する事業ということで、総合計画を推進するに当たっての事業に使用させていただくということで範囲を定めております。

3条の寄附金の管理運用につきましては、基本的には基金に積み立てをし、管理運

用するというふうにいたしてございます。

2項では、当該年度に即時に使用するという状況の場合に備えまして、積み立てすることなく、必要な財源に充てることのできるという規定を盛り込んでおります。

第4条につきましては、寄附金の使途の指定でございますけれども、基本的には、ご寄附をいただく方々から、これこれにというふうに指定をしていただくことになってございますが、指定のない場合につきましては、町長が指定をするという内容で規定しております。

適用除外については、寄附をいただいた金額につきまして、5,000円を除いて税額控除の対象になるんですが、この条例以外のものについては、そういう適用はございませんよということで、対象を明確にするものでございます。

2ページの6条は、運用状況の公表ということで、先ほどご説明したとおり、年1回行うという形で考えております。基本的には暦年の対象にしておりますので、1月から12月分までを、翌年の1月ごろに公表したいと考えております。

7条は、規則への委任事項であります。

附則といたしましては、来年1月1日から施行の予定でございます。

3ページ、議案第85号 大和町ふるさと応援基金条例、こちらにつきましては、大和町では基金の条例を何本か持っておりますが、基本的にはそれと変わらない内容になってございます。

1条につきましては、この基金の条例を設定しますということで、基金の設定について記載をし、2条につきましては、積み立てをする内容、1号については、寄附をする方々から指定していただいた寄附金、それから、基金から生じる収益金については、こちらに積み立てをするという内容にいたしております。なお、対象事業が3本ございますので、おのおの対象がわかるような内容で内容整理をすると。1本の基金には積み立てをしますが、内容は整理をするという形です。

3条の管理につきましては、一般的に最も確実、有利な方法により管理をするという内容です。

運用益金の処理については、一般会計予算に計上して基金に積み立てをする。

処分につきましては、事業実施の場合に限って、全部あるいは一部を処分することができる、取り崩すという内容になります。

あと、6条は、委任事項といたしまして、基金の管理に必要な場合は町長が別に定めるということで、規則への委任ではなく、規定をいたしております。

こちらも、前条例と同様に、来年の1月1日から施行の予定でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)  
税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

それでは、議案書の5ページになります。

議案第86号 大和町税条例の一部を改正する条例であります。

大和町税条例の一部を次のように改正するものであります。

それでは、別添、条例議案等の説明資料により説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

大和町税条例新旧対照表になります。

第34条の7、寄附金税額控除を改正するものであります。これにつきましては、平成20年の4月30日に地方税法の一部が改正されまして、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地方公共団体が条例で指定する寄附金を、個人住民税の控除の対象とすることができる制度が創設されたところでございます。

1号の地方自治体、2号の共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金につきましては、6月の議会で説明をし、議決を経ているところでございます。3号の今回の改正でございますが、条例で指定する団体につきましては、県内市町村では県の対応を見て判断するというので、6月の議会では提案はいたしませんでした。今回、県の方で9月議会で地域に密着した公益活動の促進や寄附金文化の醸成を図るため、議案第86号の関係資料でございますけれども、県の方で、今回 250団体を指定いたしましたので、本町でも県に歩調を合わせる形で今回改正をお願いしようとするものでございます。

すみません、86号関係の資料でございますけれども、財務大臣指定が2、社団・財団法人関係が16、学校法人が16、社会福祉法人が 214、更生保護法人が2、合計の 250団体でございます。

それでは、議案書に戻っていただきます。

5ページになります。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものとし、経過

措置といたしまして、平成20年1月1日以後の分につきまして適用するものでございます。

それでは、続きまして議案書の6ページになります。

議案第87号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

大和町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものであります。

それでは、別添の資料により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

大和町国民健康保険税条例の新旧対照表になります。

第22条の2、国民健康保険税の減免につきましては、国の準則によって改正するものでございます。

1号と2号につきましては、現在の表現をよりわかりやすくしたものでございます。第3号につきましては、今年4月に後期高齢者医療制度が創設されまして、それに伴いまして75歳以上の方や制度創設後に75歳に到達された方で、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行されることにより、その方の被扶養者が国民健康保険に加入となる方で、国保の被保険者の取得日に、65歳以上の方に限りますけれども、この方々が対象となりまして、減免の期間は、国保資格を取得された日の属する月以後2年間を経過するまでの間でございます。いわゆる65歳以上から74歳までの前期・後期高齢者の方々の減免関係の規定でございます。

減免の内容でございますけれども、所得割、資産割の免除、均等割額、平等割額の分の半額でございます。

それでは、議案書に戻っていただきます。

7ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日は、公布の日から施行するものであります。

第2項は経過措置を規定したものでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、議案書の8ページ、お願いいたします。

議案第88号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、条例議案等説明資料4ページの新旧対照表をお願いいたします。

国民健康保険条例の第6条でございます。

出産一時金に関する条例改正でございます。現在の出産、育児一時金につきましては、赤ちゃん、出産1人当たり35万円という規定でございますけれども、これを、脳性麻痺の赤ちゃんが生まれた場合、保険金相当分としまして1出産当たり3万円を上乗せして、最大38万円とするものでございます。これにつきましては、来年、平成21年1月1日以降に国の方から施行されます産科医療補償制度によります出産医療補償保険の掛け金に充当するため、掛け金相当分としまして3万円が支給されるものでございます。

対象の要件としましては、まず、その産婦人科がその制度に加入していること。赤ちゃんの出生体重が2,000グラム以上の赤ちゃん、出産までの在胎週数、妊娠の週が33週以上であることとなっております。参考までに、宮城県内の産科婦人科医療病院は、全部この制度に加入しているようでございます。

なお、脳性麻痺等の赤ちゃんが生まれた場合の補償金は、総額3,000万円でございます。これを20年間にわたって支給すると。出産時点で600万円、その後、年間120万円の20年間でございます。これにつきましては、12月1日の社会文教常任委員会の際に、私間違えまして、「10年間」というご説明をさせていただきましたけれども、12月5日の厚生労働省の通達、正式に入りまして、出産後「20年間」にわたって支払われるというふうになっておりますので、訂正をさせていただきます。

議案書の8ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成21年1月1日からの施行とし、それ以前の出産につきましては、現在の条例のとおりということでございます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、議案書の9ページ、議案第89号 平成20年度大和町一般会計補正予算(第4号)でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額

に歳入歳出それぞれ1億4,993万8,000円を追加し、総額を87億5,162万円とするものでございます。

2項につきましては、第1表のとおり内容の規定でございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、追加及び変更については第2表のとおりと。

第3条は、地方債の補正で、こちらも追加及び変更は第3表のとおりとするものでございます。

それでは、14ページをお願いいたします。

14ページは、第2表債務負担行為の補正でございます。

追加につきましては、20年度で委託契約期間が満了いたします町民バス、それから、ひだまりの丘機械設備保守点検業務につきまして、新たに契約を進めるに当たりまして、3カ年間分についての限度額を定めるものでございます。

二つ目の変更につきましては、かねてご説明等させていただきました新庁舎建設工事の本体工事に関連をいたしまして、限度額の変更をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

地方債の補正でございますが、追加につきましては水道関係等々、後ほどご説明を申し上げますが、19年度も実施をいたしました借入れの際に、高率の利率になっております部分について、今回、繰上償還を認められましたので、その財源に充てるために、借入れを起こす4件について追加をさせていただいたものでございます。

16ページにつきましては、水道高料金対策あるいは臨時財政対策債につきまして、借入れの金額の同意をいただきましたので、同意の内容に沿って変更を行うものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入歳出の具体内容についてご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、9款1項の国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、平成20年度分の確定によりまして5万3,000円を減額いたすものでございます。

10款3項地方税等減収補てん臨時交付金につきましては、本年4月に道路特定財源の適用期限が切れたことによりまして、1カ月間収入等が、追加した金額の収入分がございませんでしたので、その補てんということ国から新たに示されたもので、2

33万 5,000円、自動車取得税分、地方道路譲与税分おのこの金額について補正をするものでございます。

11款1項の地方交付税につきましては、普通交付税につきましては、先ほどの減収補てんの臨時交付金が入ったことによりまして、再算定が行われました。再算定を行って調整率を掛けた結果、若干普通交付税が上積みになりました。上積みになった分と、既に予算措置しております差分、2,097万 4,000円を今回計上したものでございまして、普通交付税の決定額は17億 4,097万 4,000円と決定をいたしました。

13款1項分担金につきましては、日本スポーツ振興センターへの分担部分ということで、小中学生の災害共済によります掛け金分について、対象者数の減等によりまして1万 7,000円ずつの減になっております。

2項負担金につきましては、老人保護措置費といたしまして、偕楽園に入所されていた方1名が退所されたことに伴う減額でございます。

15款1項国庫負担金につきましては、1節の障害者援護費負担金につきましては、身体障害者更生医療給付費あるいは障害者自立支援給付費等につきまして整理されまして、内示があったことに伴いまして補正を行うものでございます。2節以降につきましては、児童手当の見込み額に伴います収入の計上でございます。

2項国庫補助金につきましては、総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金につきましては、裁判员候補者の抽出システムが終了いたしました。その精算の減額でございます。2節の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金につきましては、政府の第1次経済対策といたしまして、安心・安全の事業といたしまして、小型消防ポンプ自動車を購入する経費に充てる予定でございますが、新たに交付されるものでございます。

2目民生費国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営事業につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減対策システムを改修するための費用の交付でございます。

3目土木費国庫補助金、道路橋りょう費補助金につきましては、大崎清水谷線、小鶴沢線、山下大沢線につきましては、臨時交付金事業といたしまして大崎清水谷線、今年度で終了の予定でございますが、その終了に合わせた経費について追加をいたすものでございます。

5ページになります。

特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、防衛施設周辺の整備に関する法律の9条の交付金が確定をいたしましたので、既に措置をいたしております 7,000万

円との差額分、873万円を追加計上いたすものでございます。

3項の委託金につきましては、自衛官募集事務費、外国人登録事務費について、おのおの確定した金額との差異を補正をいたすものでございます。

16款1項県負担金につきましては、3節の障害者援護費負担金については、国の負担金と同様、負担割合が4分の1分についての措置でございます。4節以下につきましては児童手当、国と同様に、おのおの負担割合の金額補正でございます。

6ページの2項県補助金につきましては、2節の障害福祉費補助金につきましては、障害者自立支援特別対策事業といたしまして、ケアホームの重度障害者の支援に要する経費、該当する方4名、1日単価での助成という部分についての補正計上です。3節は、保育士の産休代替分の補正でございます。

2目農林水産業費県補助金につきましては、森林整備活動支援交付金内定による差額を計上いたしました。

3項の委託金につきましては、権限移譲事務費、統計調査費関係について、それぞれ内定等によります差額の計上でございます。

18款1項の寄附金につきましては、鶴巢の鹿又勘太郎様よりご寄附をいただいた部分について計上いたしました。なお、寄附の金額は5万円でございますが、1万円について、当初計上いたしておりましたので、差額分の計上となっております。

20款1項繰越金につきましては、19年度からの部分で、今回の財源に充てる部分について計上いたしております。残分については、1,781万3,000円がまだ留保となっております。

7ページ、21款5項雑入でございますけれども、大和町土地改良区の総代選挙執行費、グループホーム体験ステイの利用者の負担金、農業者年金の委託料について、おのおの決定額に従いまして差額分について計上いたしました。

22款1項町債につきましては、先ほどご説明をいたしましたが、衛生債については、水道高料金対策資金部分についてと、5目については、臨時財政対策債決定分について計上し、6目の教育債と7目の借換債につきましては、6目の教育債、9月の時点では教育債という形で計上いたしましたけれども、今回、借り換えを行う部分については一括の目にした方がいいのではないかとということで、6目の部分をマイナスいたしまして、7目に改めて追加をいたしたところでございます。

以上が、歳入でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

それでは、事項別明細書の8ページ、お開きいただきたいと思います。

3の歳出でございます。

1款1項1目議会費の4節、そして次の2款1項1目一般管理費の2節、3節、4節につきましては、職員の人件費につきまして、各科目間の調整を行うものでございます。

なお、以下各科目の人件費補正につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

8節につきましては、退職者に対する報償費の補正計上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

5目財産管理費の11節需用費の修繕料につきましては、吉田コミュニティセンターの地下油タンクのマンホール蓋の修繕に要する費用でございます。

続きまして、6目企画費11節需用費でございますが、需用費の印刷製本費でございますけれども、町民バスの新時刻表、あと、各停留所の路線図、発車時刻表の印刷代でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

次に、7目電子計算費の12節につきましては、みやぎハイパーウェーブ回線使用料、これは本町と県庁間の回線でございますが、この使用料の単価改定に伴います減額補正でございます。13節につきましては、電算機器保守点検及びソフトウェア運用保守点検委託料の精算見込みによる減額補正でございます。次に、9ページをお開きをいただきたいと思います。14節につきましては、各課メールマシン機器借上料の精

算見込みによる減額補正でございます。

次に、10目無線放送施設管理費の11節につきましては、防災無線子局運用のための鍵及びプレート等の購入に要する補正計上でございます。19節につきましては、電波利用料の確定見込みによる補正計上でございます。

それから、13目諸費でございますが、そのうち13節につきましては、町内公共施設内の吉岡コミセン、体育センター、下町住宅等にかかわるアスベスト調査業務委託料の補正計上でございます。このことにつきましては、平成17年度に調査を実施しているところでございますが、本年7月に公共施設吹きつけアスベストについて、新たな分析項目3種類が追加調査項目として国交省から示されたことによりまして調査を実施するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

同じく13目の諸費でございますが、自衛官募集事務費1万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、9節旅費と11節需用費の調整及び消耗品、コピー代でございますが、これの増額をお願いしたいというものでございます。防犯対策費40万円の増額補正でございますけれども、これにつきましては、11節需用費の光熱水費、防犯灯の電気料でございますが、これにつきましては、原油高騰に伴いまして電気料が値上げされてございまして、それに対する補正でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長佐藤成信君。

税務課長（佐藤成信君）

それでは、2款2項2目でございます。賦課徴收費14節使用料及び賃借料につきましては、2件の機械借上料の精算による減額計上でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、法人税の還付金392万5,000円、それから個人住民税の還付金50万円、合計442万5,000円の計上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

農業委員会選挙執行費につきましては、平成20年7月6日執行の一般選挙で、定員10名に対しまして無投票により選挙執行費用の精算見込みによる減額補正でございます。

4目大和町土地改良区総代選挙執行費につきましては、平成20年10月16日執行の総代選挙、定員30名でございますが、無投票によりまして選挙執行費用の精算見込みによる減額補正でございます。

次に、11ページ、お開きをいただきたいと思います。

5項1目統計調査費の1節から12節までにつきましては、工業統計及び住宅、土地統計調査業務の確定見込みによる補正計上でございます。19節につきましては、県農林統計協会の負担金額の確定に伴う減額補正でございます。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

3款1項1目社会福祉総務費の7節でございますけれども、これにつきましては、セラピー広場から民地にはみ出ております高木の枝払いに要する費用でございます。それから、11節でございますが、憩いの家たんぽぽの職員用の玄関ドア修繕費でございます。

12ページの2目老人福祉費の20節でございますけれども、介護用品購入費助成事業につきましては、大和町高齢者生活支援生きがい健康づくり事業の実施に関する条例に基づく紙おむつ券支給でございます。当初5,000円で計上しておりましたが、7,000円で計上するもので、人数等につきましては変わりはありません。それから、老人保護措置費でございますけれども、養護老人ホームの措置費の調整でございます。借楽園1名の退所によるものでございます。それから、28節繰出金でございますが、介護保険特別会計の繰り出しにつきましては、法定分での繰り出しでございます。それから、老人保健特別会計は、医療給付費を減額する中での繰り出し調整でございます。

それから、4目障害者福祉費でございますけれども、この8節でございますが、障害者福祉計画を策定するに当たり、広く意見を求めるため委員会を設置するもので、10人で2回開催の予定でございます。それから、19節でございますが、障害者自立支援特別対策事業のケアホームの重度障害者支援体制強化事業費でございます。それから、20節でございますけれども、これにつきましては障害児者への日常生活用具、それから更生医療給付費、居宅介護などの各種障害福祉サービスについての扶助費でございます。今回、支出見込みの中で所要額を計上したものでございます。それから、23節でございますけれども、19年度の障害者自立支援給付費等の国・県負担金、それから、障害者自立支援医療の国・県負担金の精算による返還金でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。これにつきましては、平成20年からこの制度がスタートしたわけでございますけれども、途中で制度が大幅に変わって、それに伴います委託料としまして、後期高齢者保険料徴収システムの改修委託業務が新たに発生したものでございます。これにつきましては、歳入で説明ありましたとおり、国庫補助対応でございます。18節の備品購入費につきましては、後期高齢者業務の専用に要するパソコンの購入費でございます。次のページお願いします。19節の負担金補助及び交付金につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合会の負担金でございます。当初予算で全体予算の4分の3を措置しておりまして、今回、残額の4分の1を措置するものでございます。

続きまして、2項児童福祉費2目児童措置費でございます。20節扶助費でございますけれども、これにつきましては、児童手当費でございます。今年4月より転入幼児並びに出生新生児が当初見込みより増となったため、児童手当が増額になったことによるものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長（瀬戸善春君）

5目の児童館費であります。11節の需用費、修繕料につきましては、もみじヶ丘児童館におけます玄関及び廊下のダウンライト10カ所分の取り付け修繕料でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

14ページの4款1項1目保健衛生総務費の19節でございますが、黒川行政事務組合の病院分の負担金でございます。施設整備、修繕費などの追加費用でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長洪谷久一君。

上下水道課長（洪谷久一君）

同じく14ページでございます。保健衛生費の28節繰出金でございます。これにつきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計の償還金等の精算に基づく減額補正、それから、水道事業会計につきましては、高料金対策、簡易水道等の補助の確定によります追加計上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

2目の23節でございますけれども、19年度保健事業の国・県負担金の精算によります償還金でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

3目環境衛生費19節負担金補助及び交付金につきましては、熊駆除活動分の町有害鳥獣被害対策協議会に対する負担金でございます。

次に、4款2項1目廃棄物処理費の13節委託料につきましては、一般廃棄物収集運搬業務等委託料の請け負い残についての精算見込みによる減額補正でございます。

議 長（大須賀 啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）

15ページでございます。

5款1項1目農業委員会費になります。11節需用費につきましては、農業者年金業務委託料の確定により、加入推進事務費も計上いたしたものでございます。19節補助金につきましては、集落への支援事業として、当初6団体から7団体に増になったことにより、事務費分の補正をお願いをいたすものでございます。20年度の7団体につきましては、舞野、難波、下草、反町、報恩寺、大崎、幕柳の7団体でございます。

5目農地費28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計に係ります人件費分の調整によるものでございます。

2項林業費1目林業振興費19節補助金につきましては、森林整備活動支援交付金としまして実施計画面積増により調整を行ったものでございます。

16ページでございますが、6款1項2目商工振興費の9節旅費でございますが、仙台北部、大和インター、大和流通工業、大和リサーチパーク等への企業誘致活動をより進めるとともに、立地決定企業や関係機関等の情報交換等の活動に要する旅費をお願いをいたすものでございます。

3目観光費11節修繕料につきましては、花野果ひろば冷蔵ケースの修繕に係るものでございます。以上です。

議 長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

16ページ、7款1項1目土木総務費の12節役務費でございますけれども、これにつきましては、これまで登記事項証明書を仙台法務局の大和出張所におきまして発行して、公用ということで無料で発行していただいておりますけれども、明年1月16日にこの出張所が閉鎖になるということでございまして、仙台の方に参りますことから、証明書の発行に当たりまして、インターネットで請求した場合、1件1,000円の手数料がかかるというふうなことになりますので、50件分を予定させていただくものでございます。

2項1目の道路維持費でございますけれども、11節需用費につきましては、街路灯の電気料の単価値上げ、原油高騰によるものでございますけれども、これにより光熱水費を85万円増額補正をお願いいたすものでございます。また、修繕料としまして、路面舗装の補修等に要するものとして計上させていただいているものでございます。

次に、2目の道路新設改良費でございますけれども、この中で国県支出金1,423万円となっております。内訳は、国庫補助分が550万円、防衛の交付金が873万円となっております。国庫補助につきましては、国分と町一般税源合わせて1,000万円の増額をお願いするものでございますが、内容は、主に国庫補助事業におきまして、道路改良工事の本年度予定分を完了に持っていくために、これまでの資材の高騰等により工事費が増加しておりますので、それに対応したものと、それから、大崎清水谷線につきましては、本年度完了ということでございますので、道路台帳の作成を予定するもの等でございます。

内容についてご説明を申します。11節需用費につきましては、国交省・防衛省補助事業における事務費の執行調整に要するものでございます。12節につきましては、役務費の119万9,000円の減額補正でございますけれども、国交省・防衛省補助事業における不動産鑑定業務がほぼ終了しておりますので、精算見込みによるものでございます。17ページをお開きをいただきます。13節委託料でございますけれども、単独として三ヶ内大角線、それから小鶴沢線の用地測量で29万7,000円の増額。それから、国庫補助事業関連としまして山下大沢線の土質調査、大崎清水谷線の道路台帳作成、これらに要するものとして337万1,000円の増額。防衛補助関連でございますけれども、支障物件調査の精算見込み及び今後執行予定のものとして上舞野線外1線、中坪

渋井線でございますけれども、この測量設計委託、舗装改良工事を今回の追加で予定するものでございまして、これの測量設計委託等に要するもの、これらの調整の中で167万7,000円の減額、これをお願いいたすものでございます。15節工事請負費の国交省補助分につきましては、本年度工事予定分を完了するに当たりまして、資材の高騰等により、今後執行額に不足が見込まれますことから、補助の追加配分を受けまして完了させたいとするものでございます。防衛事業につきましては、調整交付金の2次配分を受け、新たに上舞野線、中坪渋井線の舗装改良を予定したいとするものでございます。17節公有財産購入費でございますけれども、山下大沢線の用地買収の確定及び防衛事業の見込みにより233万2,000円の減額をお願いいたすものでございます。

22節の補償補填及び賠償金につきましては、山の神禅興寺線の水道管移設に伴いまして546万円、それから、防衛事業関連では東車堰線外へ248万円の増額、合計で801万5,000円の増額補正をお願いいたすものでございます。

続きまして、4項1目の都市計画総務費でございますが、これは人件費調整でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

同じく17ページ、7款4項3目の下水道費でございます。繰出金でございます。財源振りかえの減額補正でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

同じく4目の公園費の11節需用費につきましては、公園内の照明灯等ほかの電気料に係るものでございまして、先ほどから申し上げておりますけれども、単価アップによるものでございまして、9万円の増額をお願いいたすものでございます。

5項1目の住宅管理費の13節委託料につきましては、町営アパート7棟ございますけれども、これにつきましては、建築基準法の定めによりまして、3年に1回報告が義

務づけられている定期調査がございます。これの定期調査に要する業務の委託として129万1,000円の増額をお願いするものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長(千坂正志君)

次に、18ページになります。

8款消防費1項3目消防施設費の11節、12節、27節につきましては、本部指揮車の車検に要する費用のそれぞれの計上でございます。18節につきましては、総務省の交付金事業で地域活性化・緊急安心実現総合対策事業という事業によりまして、小型動力ポンプつき積載車軽四輪駆動車を購入し、地域の防災・消防活動に当たり、消防防災等の対策に当たるものでございまして、今回2台を購入する予定にしております。なお、配備につきましては、第2分団、宮床分団及び第3分団、吉田分団を予定をいたしているところでございます。次に、19節につきましては、山下大沢線等にかかわる消火栓新規分6基の設置負担金等でございます。

次に、5目災害対策費の13節委託料につきましては、地震ハザードマップ作成業務委託の完了によりまして減額補正を行うものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長(瀬戸善春君)

次に、9款でございますが、1項2目の事務局費でございます。19節の負担金補助及び交付金であります。補助金についての幼稚園就園奨励費につきましては、20年度の制度改正により補助単価の増額に伴いまして追加計上いたすものでございます。25節の積立金につきましては、学校教育振興基金に対しまして寄附金相当分につきまして積み立て計上いたすものであります。

2項1目の学校管理費であります。11節の需用費につきましては、光熱水費であります。前年度対比いたしますと、電気料につきましては消費電力量が若干減っておりますが、原油価格の上昇によりまして燃料費調整単価のアップ等によりまして不

足が見込まれますことから、追加計上いたすものであります。修繕料につきましては、吉田小学校屋内消火栓ホースの修繕を行うものであります。

19ページであります。2目の教育振興費であります。20節の扶助費につきましては特別支援教育就学奨励費であります。対象者の増により追加計上いたすものであります。

3項1目学校管理費であります。9節の旅費につきましては、学校業務員の連絡旅費の追加計上であります。

それから、2目の教育振興費1節報酬であります。自治体国際化協会派遣男性指導助手の途中退職による3カ月分の減額計上を行ったものであります。9節の旅費につきましては、自治体国際化協会派遣女性指導助手の7月更新期満了によりまして、帰国旅費の精算による減額計上であります。13節の委託料であります。民間派遣外国語指導助手業務委託につきましては、精算見込みによる減額計上であります。20節の扶助費であります。要保護及び準要保護援助費については、対象者の増により追加計上いたすものであります。

3目の施設整備費であります。宮床中学校南校舎屋根補修工事の執行残による減額計上であります。以上であります。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長（横田隆雄君）

4項社会教育費でございます。

1目社会教育総務費につきましては、19節の県少年の船事業参加補助金としまして、当初予算の4名を予定しておりましたが、6名に決定をいたしましたので2名分の追加をお願いするものでございます。

次のページの3目文化財保護費の23節につきましては、県から、町で処理することとされております埋蔵文化財の事務処理についての交付金が概算で交付されておりますが、過年度の精算がされ、差額の返還が生じたものでございます。

次に、5項の保健体育費でございます。

6目の自転車競技場管理費の11節につきましては、光熱水費が電気水道料の不足分によるもの、修繕料につきましては、走路トラックの一部に亀裂があるということ

で、修理をするものでございます。13節の委託料につきましては、精算見込み分でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

社会教育費に戻りますが、5目の教育ふれあいセンター管理費であります。11節の需用費につきましては、落合ふれあいセンターの体育館、校舎等の通路屋根の角形軒樋の修繕料の計上でございます。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

10款2項1目道路橋りょう災害復旧費でございますけれども、去る10月24日の降雨により町道石倉線の法面が崩壊したことに伴います復旧費として、63万円を予定するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

では、20ページ、11款の公債費でございますけれども、こちらにつきましては、公的資金補償金の免除繰上償還、一般会計分5件にかかります繰上償還を行うものでございます。なお、該当の利率につきましては、6%以上7%未満の5件分について計上いたすものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号、町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

それでは、議案書の17ページ、お願いいたします。

議案第90号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算総額にそれぞれ 9,668万3,000円を追加し、総額を20億3,398万6,000円とするものでございます。

2項でございます。

歳入歳出補正予算の款項の区分及び補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

事項別明細書の29ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金につきましては、それぞれ国庫負担金が確定見込みによる補正でございます。

2項国庫補助金1目財政調整交付金につきましては、国からの医療費に対する普通財政調整交付金でございます。額の確定見込みによる補正でございます。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療に係る分の国からの交付金でございます。これにつきましても、額の確定見込みによるものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、70歳から74歳までの前期高齢者分の医療交付金でございます。歳入額がほぼ確定したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金でございます。高額医療に要する県からの負担金でございます。額の確定見込みによるものでございます。

2項県補助金1目調整交付金でございます。これにつきましては、療養給付費、医療費の6%相当額としまして宮城県から交付される交付金でございます、通称1号交付金と言われるものでございます。

次のページで、歳出をお願いいたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費から4目退職被保険者等療養費につきましては、一般医療費並びに退職者医療費に対しまして、町の国庫会計より負担する分でございます、通称7割負担部分と言われるものでございまして、実績見込みに応じた補正並びに財源調整をお願いするものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額医療費2目退職被保険者等高額医療費につきましては、それぞれ高額医療費に対応するための補正をお願いするものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、財源の調整をお願いするものでございます。

次のページ、お願いいたします。

5款1項1目老人保健医療費拠出金でございますけれども、財源調整をお願いするものでございます。

6款1項1目介護納付金、これにつきましては介護保険事業の運営に要する費用としまして、支払い基金への納付金でございます、確定見込みによる補正でございます。

7款1項1目高額医療費拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1目、2目とも、国保連合会への支払い拠出金でございます、医療費の実績見込みによる補正をお願いするものでございます。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金、3目償還金、これにつきましては、1目、3目とも、一般の被保険者並びに退職被保険者の医療給付費及び国民健康保険税の精算、還付等に基づきます補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

議案書は20ページになります。

議案第91号 平成20年度介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

す。

介護保険事業勘定特別会計補正予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に2,572万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,501万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書は36ページになります。

歳入でございます。

3款1項1目につきましては、介護給付費見込み額による減額でございます。

それから、2項1目の調整交付金につきましても、介護給付費の見込み額により減額をしております。

それから、4款1項1目につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費見込み額による負担金でございます。

それから、5款1項1目につきましては、介護給付費見込みでの県からの負担でございます。

それから、7款1項1目一般会計繰入金につきましては、法定分での繰り入れでございます。

それから、37ページをお願いいたします。

2項1目につきましては、財源の調整によります基金からの繰り入れでございます。

それから、9款3項4目の雑入でございますけれども、安心コールの利用者負担がなくなったことによる減額でございます。

次に歳出、38ページになります。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費の19節でございますけれども、要介護者のホームヘルプ、デイサービス、グループホーム等のサービスがふえてございますので、今回追加計上するものでございます。

2目、3目につきましては、財源の組み替えでございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費の19節、これにつきましては、グループホーム等、地域密着型サービスに係るもので、支出見込みによる計上でございます。

それから、2項1目につきましては、財源の組み替えでございます。

それから、3項1目高額介護サービス等費の19節でございますけれども、要介護者

の介護サービスが高額となった場合の給付費で、支出見込み額での計上でございます。

2目につきましては、財源の組み替えでございます。

39ページを願います。

4項1目の19節でございますけれども、要介護者がショートステイを利用したときに係ります給付費で、見込み額での計上でございます。

それから、2目の19節でございますけれども、要支援1、2の方がショートステイを利用したときに係る給付費でございます、減額見込みでの計上でございます。

それから、5項1目介護予防サービス給付等費の19節でございますけれども、要支援1、2の方が介護予防サービスを受けるときに係る給付費で、増額が見込まれるところから今回の計上でございます。

それから、2目につきましては財源の組み替え、3目の19節でございますが、要支援1、2の方の介護予防ケアプラン作成に係ります費用で、見込み額での計上でございます。

次、40ページの4款1項3目の償還金の23節でございますけれども、平成19年度介護保険給付費、地域支援事業交付金の実績によります返還金でございます。

それから、5款1項2目の8節でございますけれども、介護予防普及啓発事業に係ります出前講座、介護予防研修会等の支出見込みによる減額でございます。

それから、2項1目の13節でございますが、新介護予防給付ケアマネジメントの業務の追加費用を計上してございます。

5目につきましては、財源の組み替えでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、議案書の23ページ、お願いいたします。

議案第92号 平成20年度大和町老人保健特別会計補正予算でございます。

第1条でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,271万2,000円を減額し、予算総額を1億7,545万4,000円とするものでございま

す。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の42ページをお願いいたします。

老人保健特別会計につきましては、平成20年度、今年の4月より後期高齢者制度移行によりまして、本年3月31日以前の医療費を現在支払っている特別会計でございます。本年当初は、後期高齢者の関係によりまして、これは平成21年度でこの会計は廃止になるわけでございますけれども、2カ月相当分の予算化をしておりましたが、本年実績推移見込みを兼ねまして、今回減額をお願いするものでございます。

歳入でございます。

1款1項1目医療費交付金、2目審査支払手数料交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金よりの医療給付費及び審査手数料による交付金でございます。確定実績見込みによるものでございます。

2款1項1目医療費国庫負担金につきましては、老人保健医療費に係る国からの低率の負担金でございます。確定実績見込みによる減額をお願いをするものでございます。

3款1項1目医療費県負担金につきましても、国庫負担金同様の減額をお願いするものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れ分の減額でございます。

次のページ、歳出でございます。

2款1項1目の医療給付費、2目、3目、4目の審査支払手数料、この1目から4目まで、それぞれ保険者の医療費、医療器具費、高額医療費、審査手数料をそれぞれ実績見込みにより減額をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長 渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第93号でございます。

平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

平成20年度大和町の下水道事業特別会計補正予算、次に定めるところによるものでございます。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,131万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ14億9,387万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分による金額等につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、第2条でございます。地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第1表地方債補正によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

まず、追加分といたしまして、3月分の補償金免除繰上償還の認定をいただきましたので、借換債となる公共下水道事業債3億4,700万円の借り入れの追加計上でございます。これにつきましては、起債方法、利率、償還の方法、記載のとおりで追加するものでございます。

次に、28ページでございます。

変更でございます。

公共下水道事業債でございますが、1億1,720万円の借り入れ予定をしておりましたが、補正後の借入額を1,030万円増額いたしまして、1億2,750万円とするものでございます。

もう一つでございますが、流域下水道事業債3,275万円の借り入れを予定しておりましたが、補正後の借り入れを5万円確定により減額し、3,270万円として、起債合計3億180万円といたすものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の45ページ、お願いいたします。

まず、歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金につきましては、新たに採択を受けまして、大和流通団地、工業団地関係の排水管整備事業、今年度から採択をいただきましたので、その補助金の計上でございます。補助率は2分の1でございます。

次に、4款繰入金1項1目一般会計の繰入金につきましては、小鶴沢幹線排水の改良整備を実施しておりますが、この実施の内容等の変更確定によりまして、繰出金の

減額補正をいたすものでございます。

5款繰越金1目繰越金につきましては、前年度の繰越金の計上でございます。

次、6款諸収入でございますが、先ほどの小鶴沢幹線に係る改良事業費の変更に伴います本年度分の県環境事業公社からの負担分の減額補正を計上するものでございます。

次、7款町債1項1目下水道事業債につきましては、事業費の確定による減額と追加の国庫事業に要します財源を確保するほか、繰上償還に係る下水道債の組み替えでございます。流域下水道債につきましては、事業費の確定による減額補正でございます。

2目の借換債につきましては、補償金免除繰上償還に係る借換下水道債の計上でございます。この繰上償還に係る借換債につきましては、一般会計とあわせて民間資金を予定しているところでございます。

次に、46ページからの歳出でございます。

1款土木費1項1目一般管理費でございますが、11節需用費につきましては、下水道関係の路面補修に要する費用の不足額につきまして追加計上をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、小鶴沢幹線のマンホール及び管渠清掃に要する費用について、見直し変更に係るものでございますが、これについて補正計上するものでございます。

次に、2項1目建設費でございます。まず、単独事業費といたしまして、小鶴沢幹線の排水管改良整備の本年度実施分の確定による減額補正、補助事業分といたしまして、大和流通団地関係排水管整備に係る本年度実施分の費用を追加計上するものでございます。大和流通団地から身洗川の流域接続点までの2,300メートルについて、専用管による排水管渠の整備を2カ年で計画をいたすものでございまして、本年度着手をいたすものでございます。11節につきましては、補助事業に係る関係消耗品代、燃料代等でございます。15節につきましては、関係工事に要する精算不足額の追加計上でございます。

2款公債費でございます。これにつきましては、元金でございますが、昨年度から実施しております補償金免除繰上償還に係る3月償還額の計上をいたしております。財政投融资資金分でございます。

以上の内容でございます。

次に、議案書の29ページをお願いいたします。

議案第94号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

平成20年度の大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,000円減額し、歳入歳出予算の金額を4,012万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算補正につきましては、第1表によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の50ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、繰入金について、人件費の精算に基づく財源調整による減額補正をいたすものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費におきまして、人件費に係る費用の補正でございます。以上でございます。

次に、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第95号でございます。平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ46万8,000円、これを減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を7,770万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の53ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、償還金利子の確定及び人件費の精算に基づく財源調整による繰入金の減額補正でございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。これは人件費でございます。

2項1目合併処理浄化槽建設費につきましては、人件費等の減額補正でございます。公債費につきましては、利子につきまして、償還金利子等の確定変更がございま

したので、減額補正をいたすものでございます。以上でございます。

次に、議案書の33ページでございます。

議案第96号 大和町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

まず、第1条の総則ですが、平成20年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的収支でございますが、平成20年度大和町水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

表中でございますが、まず収入の状況でございます。

第1款水道事業収益、これに2,453万8,000円を追加し、8億7,771万5,000円といたします。

1項営業収益に546万円を追加し、6億6,605万8,000円とします。

2項営業外収益は1,907万8,000円を追加し、2億1,118万7,000円といたすものでございます。

次に、支出でございます。

第1項水道事業費用につきましては、2,206万2,000円を追加し、8億5,648万3,000円といたします。

1項営業費用につきましては、同額を追加して8億712万8,000円といたすものでございます。

次に、第3条の資本的収支につきましては、予算第4条本文括弧中「1億6,535万5,000円」を「1億6,277万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

表中でございますが、収入、第1款資本的収入につきましては、1億6,836万5,000円を追加し、2億1,058万円。

1項企業債は1億6,550万円を追加し、1億8,050万円とし、さらに2項負担金ですが、286万5,000円を新たに追加計上するものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出に1億6,578万4,000円を追加し、3億7,335万4,000円といたすものでございます。

2項企業債償還金にも同額を追加する補正内容でございます。

34ページになりますが、第4条企業債でございます。予算第5条に定めた起債の追加は、第1表企業債補正によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

企業債の追加でございますが、3月分の支払いに係ります補償金免除繰上償還額の確定による借換債、上水道事業債1億6,550万円を追加、借り入れ計上をいたすものでございます。

起債の方法等につきましては、表に記載のとおりでございます。

34ページにお戻りを願います。

第5条、他会計からの補助金でございますが、予算7条中、「1億765万3,000円」を「1億2,671万3,000円」に改めるものでございます。

水道事業の詳細につきましては、事項別明細書の57ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算の内訳書でございます。

まず、収益的収支ですが、まず収入、1款水道事業収益1項2目受託工事収益につきましては、町道山の神禅興寺線の道路改良に伴います配水管の移設工事に係る町からの受託工事費の収入計上でございます。

2項1目他会計補助金につきましては、高料金対策補助金の繰出基準の改定及び受水費の確定により不足額の繰出分を補正計上いたすものでございます。

58ページをお願いいたします。

支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費でございます。浄配水費の受水費につきましては、大崎広域水道留保分水量見合い分800トンずつ毎年解消をいたすこととなっておりますけれども、この料金不足額を補正計上いたすものでございます。

2目受託工事費につきましては、歳入の方で申し上げましたが、町道山の神禅興寺線に係る配水管の移設工事に要する費用の計上でございます。

次に、59ページになります。

資本的収支の部でございます。

収入、1款資本的収入1項1目企業債につきましては、補償金免除繰上償還に伴う上水道事業借換債の計上でございます。

4項1目負担金につきましては、消火栓の新設さらには移設に係る本年度分の負担金の精算による補正計上をいたすものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

それでは、議案書に戻っていただきまして、36ページ、お開きをいただきたいと思  
います。

議案第97号 辺地総合整備計画の変更についてでございます。

辺地総合整備計画を別冊のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の  
総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律の規定に基づきまして、議会の議  
決をお願いをいたすものでございます。

今回のこの辺地総合整備計画の変更でございますが、鶴巣、小鶴沢辺地につきまし  
て変更を行おうとするもので、町道小鶴沢線道路改良工事の事業計画期間を1年間延  
長をいたすものでございます。

本事業は、平成16年3月策定の辺地総合整備計画により実施しておりますが、国交  
省の地方道路整備臨時交付金対象事業でもございます。今回の変更理由につきましては  
は、本工事で発生する残土処理について、当初予定より時間を要したための工事施工  
期間を1年間延長をいたすものでございます。

詳細の説明につきましては、別冊の説明資料、議案第97号関係でございます。

辺地総合整備計画書（小鶴沢辺地変更）ということでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、大和町には、沢渡地区の沢渡辺地それから難波辺地ということで、図面の真  
ん中の上が沢渡、下が難波の辺地のこの二つのほかに、今回の町道小鶴沢道路改良工  
事を実施しております小鶴沢辺地の3辺地がございます。そんな中、この小鶴沢につ  
きましては、ちょっと下の方、右側の下の方に小鶴沢ということで書いてございま  
すが、①は平成16年度、こちらから整備を行いまして、現在、平成17年度より、整備箇  
所が②側の方向になってございます。

次に、計画書の2ページでございます。

総合整備計画書でございます。

辺地の概況ということでございます。

まずもって、辺地を構成する名称でございますが、この字名につきましては、次の  
3ページの方に記載しておる部分の別紙という部分、これが小鶴沢辺地になってござ  
います字名でございます。

次に、辺地の概況の中の辺地度数でございますが、小鶴沢につきましては128点ということで、この詳細につきましては4ページ、この辺地の点数部分につきましては、100点以上が辺地に該当するというので、ここに小学校区から中学校区、そして近隣の市役所等ということで、それぞれの点数計算を行いまして、一番下の計が128点が小鶴沢の辺地の点数になってございます。なお、人口カウントにつきましては、50人以上が辺地の要件という形になってございまして、次のページの部分のそれぞれの箇所に役場、中学校、小学校というふうな、詳細の部分が5ページに地図で掲載、ちょっと細かくて見えないんですけども、距離等々により換算をいたしまして、このような辺地度数算定表のとおりでございます。

次、2ページにもう一度戻っていただきまして、今回、この2の整備を必要とする事情等でございますが、基幹道路の整備をすることにより、住民の生活環境の向上を図るという辺地計画の中の状況に基づいた今回の小鶴沢辺地の中での道路改良工事でございます。

次に、3番目に、公共的施設の整備計画、2ページの下の方でございますが、変更前が平成16年度から平成20年度までの5年間でございまして、平成16年度から平成21年度までの6年間といたすものでございます。

次に、全体事業費でございます。変更前、一番下の合計欄でございますが、事業費として4億3,940万円を、変更後4億2,350万円といたすものでございまして、財源内訳につきましては記載のとおりでございますが、一番下の一般財源につきましては4億1,845万円となっておりまして、これに辺地債の充当率95%を掛けますと、その一番右端の下の3億9,700万円が辺地債を予定する額になるものでございます。

次に、この資料の6ページ、最後のページをお開きいただきたいと思います。これが事業計画書でございます。全体の事業費の年度末の内訳でございますが、事業計画書のとおりでございます。事業費合計で、変更後の事業費は、平成20年度で下に記載してございます5,100万円を、そして平成21年度で6,970万円となるものでございまして、財源の内訳については右の表のとおりでございます。

以上が今回1年間の大和町の辺地計画の変更の明細でございます。よろしくお願いたします。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）

議案書37ページでございます。

議案第98号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1、公の施設の名称でございますが、ダイナヒルズ西部公園、ダイナヒルズ展望公園。団体の名称ですが、株式会社大和町地域振興公社。指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とするものでございます。

説明資料により内容等について説明を申し上げますので、資料の方、1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第98号の関連の施設の概要であります。

ダイナヒルズ西部公園の位置の関係、松坂平一丁目、展望公園については松坂平四丁目であります。団体の名称は、先ほど申し上げました大和町地域振興公社、代表者名が代表取締役浅野 元。所在地が大和町吉岡字町裏16番地でありまして、期間は3年間というふうなことでございます。

選定の理由でございますが、ダイナヒルズ公園は、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理をしている施設でございます。

当公社は、町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行ってきていただいております。これまでの施設管理業務の中で得た知識と経験により、施設の安全な維持管理と、町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、手続条例第4条各号に規定する選定基準に照らしても当公社を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断されるものであり、同条例第5条第1項の規定により、公募によらないで選定をお願いするものでございます。

指定管理料（見込額）として161万円を見込むものでございます。

同じく、議案書の38ページでございます。

議案第99号 指定管理者の指定について。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第

244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称でございますが、七ツ森ふれあいの里。指定管理者の団体の名称が株式会社大和町地域振興公社。期間であります、平成21年4月1日から24年3月31日までとするものでございます。

同様に、説明資料の2ページであります。

施設の名称の位置であります、七ツ森ふれあいの里は、大和町宮床字高山 120番地の23でございます。指定管理者の団体の名称については、先ほど申し上げましたとおりでございます。指定期間についても同様に21年4月1日から24年3月31日の3年間といたすものであります。

選定の理由でございます。七ツ森ふれあいの里は、現在、大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理をしている施設でございます。

当公社につきましては、当該施設の管理を長期にわたり受託をしていただきまして、申請の受付事務、鍵の受け渡し及び施設の維持管理を良好に行っているものであります。これまでの施設管理業務の中で得た知識と経験により、施設の安全な維持管理と、町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、手続条例第4条各号に規定する選定基準に照らしても、当公社を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断されるものでありまして、同条例第5条第1

項の規定により、公募によらないで選定をお願いするものでございます。

指定管理料としまして、157万7,000円を見込むものでございます。

議案書の39ページでございます。

議案第100号 指定管理者の指定について。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称でございますが、七ツ森陶芸体験館。団体の名称であります、百窯の里 七ツ森陶芸体験館管理会。期間につきましては、21年4月1日から24年3月31日までといたすものであります。

説明資料の3ページでございます。

名称、七ツ森陶芸体験館の位置であります、宮床字高山 120番地であります。団体の名称であります、百窯の里 七ツ森陶芸体験館管理会。代表が安部 勝。所在地が大和町宮床字高山 120番地であります。指定期間については、21年4月1日から

24年3月31日の3年間といたすものでございます。

選定の理由でございます。七ツ森陶芸体験館は、現在、百窯の里 七ツ森陶芸体験館管理会が管理を受託しているものであります。当管理会は、開館当初から陶芸の指導と体験館の管理運営のために設立された組織体でございます。開館当初より管理を受託していた株式会社大和町地域振興公社から一部委託され、当施設の実質的な管理を良好に行っていたことから、平成18年4月に指定管理者導入時点で候補者となったものでございます。

当管理会がこれまで施設管理業務の中で得た知識と経験による良好な施設の維持管理並びに来館者のニーズの把握等による適切な陶芸指導が可能であると認められ、手続条例第4条各号に規定する選定基準に照らしても、当管理会を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断されるものであり、同条例第5条第1項の規定により、公募によらないで選定をお願いするものでございます。

指定管理料としまして、281万円を見込むものでございます。

続きまして、議案書の40ページでございます。

議案第101号 指定管理者の指定について。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称でございますが、四十八滝運動公園。団体の名称につきましては、大和町地域振興公社。期間につきましては、平成21年4月1日から24年3月31日までとするものであります。

説明資料の4ページをお願いいたします。

施設の名称、位置でございますが、四十八滝運動公園でありまして、大和町吉田字台ヶ森北35番9でございます。団体の名称につきましては、株式会社大和町地域振興公社で、代表者名、所在地はごらんとおりでございます。指定期間につきましては、21年4月1日から24年3月31日の3年間といたすものでございます。

理由でございますが、四十八滝運動公園は、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理をしている施設でございます。

当公社につきましては、当該施設の管理を長期にわたり受託をし、申請受付事務、鍵の受け渡し及び施設の維持管理を良好に行ってきたものであります。これまでの施設管理業務の中で得た知識と経験により施設の安全な維持管理と町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、手続条例第4条各号に

規定する選定基準に照らしても、当公社を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断されるものであり、同条例第5条第1項の規定により、公募によらないで選定をお願いするものであります。

指定管理料としまして、370万9,000円を見込むものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の41ページをお開きをいただきます。

議案第102号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1の公の施設の名称でございますが、東下蔵公園、天皇寺公園、わかば公園、古館緑地、八幡緑地、八谷館緑地、一里塚公園、杉ヶ崎公園、くるま公園、吉岡南中央公園、西下蔵公園、熊野堂公園、仙台北部中央公園、城内大堤公園、まほろば公園、車堰公園、西車堰公園、西柿木公園、白鳥公園、舞野ふるさと公園、杜の丘1号公園、杜の丘2号公園、杜の丘3号公園、杜の丘4号公園、杜の丘5号公園の都市公園並びに都市緑地25公園緑地でございます。2の指定管理者となる団体の名称でございますが、株式会社大和町地域振興公社でございます。指定の期間でございますが、平成21年4月1日から24年3月31日まででございます。

説明資料の5ページ、6ページをお開きをいただきたいと思っております。

施設の名称は、先ほど申し上げましたが、東下蔵公園から杜の丘5号公園までの25公園でございますが、東下蔵公園から中央より下の城内大堤公園までの14公園につきましては、面積が9万9,837平米でございますけれども、これは従来より地域振興公社に指定管理をお願いしていた公園でございます。まほろば公園から杜の丘5号公園までにつきましては、新たに今回追加をいたすものでございますが、指定管理の指定以後につくられた公園でございます。これまで公社の方に管理委託していた公園でございます。11公園の面積は4万2,567平米でございます。合計で14万2,404平米の公園になるものでございます。

6ページの指定管理者となる団体の名称でございますが、株式会社大和町地域振興

公社。代表者が代表取締役浅野 元、所在地は大和町吉岡字町裏16番地でございます。指定期間につきましては、平成21年4月1日から3年間でございます。

選定理由でございますけれども、指定管理者の指定に当たりまして、公募による指定の手續と公募によらない候補者の指定の方法、任意指定がございます。

上記公園につきましては、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3カ年間指定管理者制度導入による公園管理、また、今回の新規公園につきましても、随意契約により公園管理を実施してきたところでございます。

指定管理期間満了を迎えるに当たり、同公園の性格・規模・機能等を考慮いたしますと、現行の指定管理者に引き続き委託することが効果的・効率的な管理運営が期待できますことから、「大和町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第5条」により、公募によらない候補者の指定の方法により選定するものでございます。

指定管理料の見込額でございますが、2,279万円でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、12月18日は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、12月18日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、19日の午後1時です。

ご苦労さまでした。

午後3時02分 延 会